

LIBRA

2013年 8月号

〈特集〉

東京地裁書記官に訊く—交通部編—

〈インタビュー〉

消費生活専門相談員 岡田ヒロミさん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2013年8月号

特集

02 東京地裁書記官に訊く—交通部編—

- I 東京地方裁判所民事第27部(交通部)書記官に訊く
- II 交通事故損害賠償請求事件における基本的留意事項 厚井乃武夫

インタビュー

26 消費生活専門相談員 岡田ヒロミさん

ニュース&トピックス

32 第56回日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウム 「日本からの原発輸出と現地住民の権利～ベトナムを中心として～」

連載

33 理事者室から：役員室の或る一日 日向 隆

34 常議員会報告(2013年度 第4回)

36 東京弁護士会における総合的な不祥事対策の取組について 石本哲敏

40 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応 第61回 アポなし訪問者への対応 加藤滋隆

41 秘密保全法 解説 第4回 「国家安全保障基本法」の問題点 伊藤 真

42 刑弁でGO! 第50回 不起訴をあきらめない弁護活動 寺林智栄

44 via moderna 第46回 「弁護士就業問題等に関するアンケート」—分析結果の紹介と今後の展望— 贄田健二郎

46 わたしの修習時代：'69荒れる法廷危機一髪 22期 木村晋介

47 65期リレーエッセイ：大学で働くということ 清水俊佑

48 心に残る映画：『ザ・エージェント』 志村知彦

49 コーヒーブレイク：メイキング・オブ「もがれた翼」 馬淵泰至

50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

60 インフォメーション

東京地裁書記官に訊く

— 交通部編 —

今月号の特集は、満を持しての登場となりました。書記官に訊くシリーズ『交通部』編です。

今回は裁判所書記官からの寄稿に加え、我々弁護士が交通事故を処理するにあたり、留意しなければならない事項について、公益財団法人日弁連交通事故相談センターで長年ご活躍されている厚井乃武夫会員からの解説を加えております。

交通事故は、弁護士業務を行っていくうえで避けては通れない業務分野の1つでありながら、独特の概念や医学知識が要求されるなど、高度な専門性が求められる分野でもあります。

本稿が、会員みなさまの交通事故事件処理に対する一助となれば幸いです。

(伊藤 敬史, 山添 健之, 岩崎 孝太郎)

I 東京地方裁判所民事第27部(交通部)書記官に訊く

第1 東京地方裁判所民事第27部 (交通部)の概要

1 はじめに

東京地方裁判所民事第27部は、当庁の民事訴訟事件係において受け付けた事件のうち、交通事故に関する事件のみを取り扱う専門部です(全国の裁判所で民事交通事件を取り扱う専門部があるのは、当庁と大阪地方裁判所だけです。なお、当部は、過去に労災事故訴訟を取り扱っていたこともありました

が、現在は通常部において取り扱うようになっていきます)。また、交通事故に関する事件を本案とする証拠保全及び訴え提起前における証拠収集の処分事件についても当部において取り扱います(3年間で1~2件程度)。

2 部の構成

平成25年4月時点において、裁判官10名、書記官14名(主任書記官2名、書記官12名)、速記官3名及び事務官3名、単独事件を担当する係が9係(1・2・3・4・5・A・B・C・D)、合議事件を担当する係が6係(甲1・2, 乙A・B, 丙イ・ロ)で

審理にあたっています。

3 事件処理の状況

(1) 新受事件数及び既済事件数の推移

当部の新受事件数及び既済事件数の推移は表のとおりであり、平成24年の新受事件数は1778件で、平成23年の1593件から約11.6%増加しています。平成24年の既済事件数は1600件で、平成23年の1604件とほぼ同程度で推移しています。

	新 受	既 済
平成20年	1370件	1314件
平成21年	1477件	1454件
平成22年	1485件	1579件
平成23年	1593件	1604件
平成24年	1778件	1600件

(2) 新受事件数の増加原因

新受事件数は増加傾向にあります。新受事件数が増加している原因としては、

- ① 損害保険会社の保険金支払の査定が厳しくなったこと
- ② 損害保険会社が積極的に求償金の回収に努めるようになったこと
- ③ 高次脳機能障害等により高額の将来介護費用を請求する事案など示談で簡単に解決できない新しい問題を含む事件が増えていること
- ④ 物損事故についても、弁護士費用補償特約を付す自動車保険が一般化し、訴訟の提起が容易になったこと
- ⑤ 被害者側の権利意識が向上したことなどが考えられます。

(3) 既済事件の特徴

当部においては、当事者の一応の主張、立証がされた段階で裁判所から和解案を提示することとしています。そのため、既済事由は、和解によるものが多く、全体の約7割を和解が占めています。

4 事件の内容等

当部が担当する交通に関する事件には、①交通事故の被害者が、加害者に対し、不法行為責任（民法709条、715条、719条等）あるいは自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）3条の運行供用者責任に基づき、損害賠償を請求する事件、自賠法16条に基づき、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）の保険会社に対し、直接請求する事件及び加害者側が締結していた任意保険の保険会社に対し、保険約款等に基づき、直接請求する事件などの損害賠償請求事件、②保険会社が、被害者に対して保険金を支払ったことにより、保険代位に基づき、加害者に対し、損害賠償を請求する求償金請求事件、③加害者が被害者に対し、損害賠償債務がないことあるいは一定額を超えて損害賠償債務がないことの確認を求める債務不存在確認請求事件などがあります。

なお、車両が関係する事故であっても、車両の運行に起因するとはいえない事故、例えば、車両の走行中、投石等により乗客が負傷した等の事故や停車中の電車・バス内で滑って転んだ事故、駐車場内に駐車中の車両のドアが隣の車両に当たった事故などは、当部ではなく、通常部で取り扱っています。また、自動車保険の人身傷害特約、無保険車傷害特約等に基づく保険金請求事件も原則として通常部で取り扱っています。

第2 訴訟提起段階での留意点

1 管轄

(1) 当庁に管轄がある場合

ア 交通事故に関する訴訟事件の土地管轄は、民事通常訴訟事件と同様ですので、当庁に土地管轄がある場合としては、①被告の普通裁判籍（民事訴訟法（以下「民訴法」という）4条）である被告の住所地、②義務履行地（同法5条1号）である原告の住所地が当庁の管轄にある場合のほか、③不法行為地（同法5条9号）である交通事故発生場所が当庁の管轄にある場合が考えられます。なお、当庁の管轄内には、損害保険会社の本店所在地が多数あることから、義務履行地が当庁の管轄にあるとして、保険会社を原告とする求償金請求事件が提起されることが多いですが、このような事件においては、相手方から移送の申立てがあれば、被告の住所地、交通事故の発生場所を管轄する裁判所に移送することが少なくありません。

イ 交通事故に関する訴訟事件では訴訟に至る前に当事者間で交渉がされていることが多く、当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれもが当庁の管轄にない場合であっても、当事者間で管轄合意がされて、管轄合意書とともに訴訟提起がされることもあります。

管轄合意は当事者双方の合意ですから、管轄合意書には当事者双方の間で合意が成立したことが表示されている必要があります。通常は、当事者双方（代理人）の記名押印がされています。

管轄合意が代理人によってされる場合には、委任状が必要ですが、委任状の作成日と管轄合意書の作成日にそごがあるものが見られますのでご注意ください。なお、相手方が「委任状は裁判所に直接提出する」などとして原告が委任状原本の交付を受けることが難しいときであっても、少なくとも委任状の写しの交付を受けてそれを添付するようにしてください。

(2) 当庁に管轄がない場合

当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれもが当庁の管轄にないにもかかわらず、交通事故に関する事件の専門部があり、相手方の訴訟前の代理人の事務所が東京にあるという理由だけで当庁に訴訟提起をされる場合も少なくありませんが、応訴がない限り、移送されることとなりますので、速やかに管轄合意書を提出していただく必要があります。

また、加害者の任意保険会社の本店所在地が当庁の管轄にあることから、任意保険会社に対して、加害者に対する判決確定を条件とする将来請求をして、任意保険会社を被告に加えて訴訟提起（民訴法7条）がされることもあります。被告の選定は、原告に委ねられている事項ではありますが、加害者が任意保険に加入している場合には、通常は、任意保険会社を被告とする必要は乏しいことから、相手方から移送の申立てがあれば、被害者及び加害者の住所地、交通事故発生場所等を考慮して他の裁判所に移送することとなりますので、ご注意ください。

土地管轄とは異なりますが、当事者双方の住所地及び交通事故発生場所が立川支部管内にあるにもかかわらず、当庁（本庁）に訴訟提起をされることがあります。これについても、当該事件に即して本庁で審理をする必要性を記載した上申書を提出してく

ださい（上申書の内容によっては原則どおり回付の措置をとることもあります）。

また、訴額が140万円以下である場合には簡易裁判所の管轄です。事物管轄が簡易裁判所にあるにもかかわらず、当部での審理を求めて当庁に訴訟提起をされる場合があります。その場合には、自庁処理（民訴法16条2項）を申し立てるときには申立書、職権発動を求めるときには上申書の提出をしていただきます。申立書又は上申書には、事前交渉の経過を踏まえた上で、予想される相手方の主張、予想される争点等から、簡易裁判所ではなく地方裁判所での審理を相当とする事情を具体的に記載してください。単に「事案困難」という抽象的な記載では十分ではありません。申立書又は上申書の記載により、当部で審理するのが相当であるかどうかを判断して、当部で審理するのが相当であると認められない限り、管轄の簡易裁判所に移送します。なお、当部の取扱いとして、自庁処理の要件が認められない場合は、応訴管轄を待たずに原則として移送又は回付の措置をとります。

2 訴状の記載等

(1) 一般的な留意事項等

訴状の記載等に関する一般的な留意事項等は次のとおりです。

- ア 当事者が未成年の場合には、法定代理人（共同親権の場合には父母両名）の記載が必要であり、代理権を証する戸籍謄本などの証明書の添付や法定代理人名義の委任状が必要となります。
- イ 請求の趣旨は、原告又は被告が単数か複数かをよく確認した上で記載してください。被告が複数であるにもかかわらず「被告は」となって

いたり、「連帯」又は「各自」という記載が漏れていたりすることがあります。

- ウ 請求の原因は、被告ごとに、民法709条の不法行為責任なのか、同法715条の使用人責任なのか、自賠法3条の運行供用者責任なのかを明確に分かるように記載してください。自賠法3条を請求根拠とする場合は、人身損害分の請求しかできません。
- エ 後遺障害に基づく損害を請求する場合は、自賠責保険の後遺障害等級認定の有無、内容、手続経過の状況等を記載してください。
- オ 訴状を提出する前には、再度、費目と金額等に誤りがないか確認してください。特に、請求原因記載の請求金額及び遅延損害金の発生日（起算日）が、請求原因の最後の、いわゆる「よって書き」の部分及び請求の趣旨と一致しているかどうかよく確認してください。

計算関係が複雑なものや多項目にわたるものは、損害一覧表（計算書）を別紙として添付していただくと訴状本文の間違いがないことが確認しやすいと思われます。

- カ 原告が被害者の損害賠償請求権を相続したことを理由とする場合は、相続関係図を付けて、必要な戸籍（被害者の出生から死亡までの連続した戸籍）を提出してください。

(2) 関連事件

当部に係属中の事件への併合を希望する場合は、必ず、訴状提出の際に、事件番号を明記してその旨を記載するか、上申書を添付してください。

(3) 委任状等

当部の取扱いとして、資格証明書については訴え

提起前3か月以内のもの、訴訟委任状については訴え提起前6か月以内のものを提出していただいています。

3 訴訟救助

交通事故の被害者が加害者に対して損害賠償を請求する事件では、訴訟提起とともに訴訟救助の申立てがされることがあります。訴訟救助の申立てには、①資力に関する疎明資料、②勝訴の見込みに関する疎明資料が必要です。①として、日本司法支援センター（法テラス）の援助開始決定しか提出しないものが見られますが、それだけでは不十分です。他の資力に関する資料として、生活保護受給証明書、所得証明書、非課税証明書、源泉徴収票等も必要となります。申立時から添付していただきますと、訴訟救助に係る裁判を円滑に行うことができ、第1回期日を早期に指定することができます。

4 基本的な書証

交通事故に関する事件について、主な定型的な損害項目に関する基本的な書証は、次のとおりです。争点となると予想される損害項目について、訴訟提起段階から証拠説明書とともに基本的な書証を提出してください。なお、赤い本や別冊判例タイムズ「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（緑の本）のコピーを書証として提出するものも見られますが、それらは書証として提出する必要はありません。

(1) 事故態様等

交通事故証明書、刑事事件記録（実況見分調書

等）、車両の写真、ドライブレコーダーの画像

※交通事故証明書は、争いがない場合であっても、訴訟提起段階から書証として提出してください。

※訴訟提起段階において、実況見分調書等を入手されていない場合は、訴訟提起とともに送付嘱託の申立てをしていただくと、期日前でも採用することがあります。

※ドライブレコーダーの画像をDVD等で提出されることがありますが、裁判所で再生することができるファイル形式（現時点では、ウインドウズメディアプレイヤーで再生することができるファイル形式であれば裁判所のパソコンで再生することができます。詳しくは、裁判所にご相談ください）で提出してください。また、ポイントとなる部分をいわゆるコマ落とししたものをおわせて提出していただきますと、裁判所・当事者間において、論点の特定や事実経過の一覧的な把握に資すると思われれます。

(2) 治療費、入院雑費、傷害慰謝料等

診断書、診療報酬明細書

(3) 通院交通費

領収書、通院交通費明細書

(4) 休業損害

休業証明書、源泉徴収票、納税証明書、課税証明書、確定申告書の控え（税務署の受付日付印のあるもの）

(5) 後遺障害に関する損害

（逸失利益、後遺障害慰謝料）

後遺障害診断書、後遺障害等級認定票

(6) 修理費等

領収書，修理明細書，修理部分の写真，修理見積額が事故車の事故時における市場価格を超える場合には事故車の市場価格の判断資料（いわゆるレッドブック等）

(7) 代車料

領収書

5 照会書に対する回答

民事通常事件と同様ですが，訴訟提起時に事件係で配布される「訴訟進行に関する照会書」に，郵便による訴状送達の可能性，被告の就業場所について，被告の欠席の見込み，被告との事前交渉，被告との別事件の有無，事実に関する争い，和解について，の各項目ごとに回答いただくほか，参考になる事項（示談交渉の有無，内容，代理人の有無，調停を経たものについては，その簡単な経過等）を記入していただき，早急に当部に提出されるようご協力をお願いします。

第3 訴訟係属中の留意点

1 答弁書等の提出

被告代理人として最初に委任状，答弁書等を提出される際には，担当書記官に，担当弁護士の氏名及び第1回期日への出頭の有無をお知らせください。第1回期日に出頭することができない場合は，第1回

【別紙1】

【別紙1】

～ 民事第27部(交通部)からのお願い ～

東京地方裁判所民事第27部

【書面一般】

○ 準備書面，証拠説明書その他の書面には，事件番号と担当係名を正確に記載し，ページ数を付してください。

【ファクシミリ送信】

○ ファクシミリ送信される際には，送信書に，「正式書面」・「参考書面」の別及び次回期日に記載してください。「正式書面」とされた場合には，原則として，クリーンコピーの送付は不要です。

【準備書面】

○ 準備書面には，提出順に，標題に通し番号を付してください。

【書証・証拠説明書】

○ 「書証の提出等について」を参照してください。

【第1回期日の出頭予定】

○ 被告代理人として最初に委任状，答弁書等を提出される際には，担当書記官に，第1回期日への出頭の有無及び担当弁護士の氏名を併せてお知らせください。

【変更事項の届出】

○ 当事者の資格等に変更があった場合又は送達場所に変更があった場合には，速やかに担当書記官に連絡の上，所要の届出等をしてください。

【別訴の提起】

○ 当部に係属中の事件への併合を希望する別訴の訴状を提出される際には，その旨の上申書を添付してください（この場合には，あらかじめ担当書記官に，事件の併合，書証の提出方法等についてご相談ください。）。

期日の前に次回期日を決定しておくことが審理の促進に資するため，ファクシミリ等を利用して次回期日の調整をしますので，ご協力をお願いします。受任後間もないとして擬制陳述する答弁書に訴状記載の請求原因事実に対する具体的な認否，反論，被告の主張等が記載されていないときもありますが，第1回期日の後には，速やかに準備書面及び書証等を提出し，次回期日において，争点及び主張の整理をすることができるようにご準備をお願いします。

2 提出書類

当部に書面等を提出される場合の留意点は「民事第27部（交通部）からのお願い」【別紙1】記載のとおりです。

また，書証及び証拠説明書の提出については，「書証の提出等について」【別紙2】【別紙3】をご参照ください。特に，①刑事記録については，全丁に通し番号を付すか，調書等の別に枝番号を付した上，それぞれ

【別紙2】

【別紙2】

～ 書証の提出等について ～

東京地方裁判所民事第27部（交通部）

書証の提出等については、次のとおりお願いします。

【書証の提出方法】

- 1 「刑事記録」
 - 全丁に通し番号を付すか、又は、請求等の別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
- 2 「医療記録」
 - 全丁に通し番号を付すか、又は、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
 - 外国語の部分について、朱書きするか又はラインマーカーを引いた上、訳文を付記する（判読困難な部分についても、同様の方法により注記する。）。
 - レントゲン写真等のフィルムを裏写化される場合には、あらかじめ裁判所と相談してください。
- 3 「写真」
 - 写真の撮影者、撮影日時及び被写体（撮影場所）を、証拠説明書に記載し、又は台紙に付記する方法により明示する。
 - 事故現場写真については、撮影方向を記載した現場図等を添付する。
 - 複数の写真を提出する場合には、文書の標目を「写真撮影台紙」とし、A4判紙の用紙にはり付けた上、各写真に通し番号を付する（裏面参照※【別紙3】）。
- 4 精取証（レシート類）
 - 精取証等は各自ごとに整理する。
 - 複数の精取証等をA4判紙の用紙にはり付けて提出する場合には、各精取証等に通し番号を付する。
 - 印刷物のコピー等不鮮明なものについては、朱書きで注記するなどして判読可能な状態にする。
- 5 「録音データ」、「画像データ」等
 - 録音内容又は撮影内容を説明した書面を添付する（ファイル形式によっては裁判所で開かない場合があるため）。
- 6 「文献」等
 - 当該文献の表紙と裏書を付し、出典を明らかにする。
 - ラインマーカーを引くなどして必要な箇所、重要な箇所等を明示する。
 - 外国語の文献については、必ず訳文を添付する（一部を提出する場合には、前記2の・参照）。

【書証符号】

共同訴訟人に個別に代理人が付いている場合、参加人、併合の可能性のある事件の書証符号については、あらかじめ担当書記官に確認する。

【証拠説明書】（裏面参照※【別紙3】）

- 書証を提出する際には、必ず証拠説明書を添付する（民法規137）。
- 送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「（送付嘱託分）」と追記する。

れに通し番号を付す、②医療記録については、全丁に通し番号を付すか、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す、また、外国語の部分について、朱書きするか又はラインマーカーを引いた上で訳文を付記する、③証拠説明書については、書証を提出する際には必ず添付し（原則として、証拠説明書の提出がない限り、書証の提出及び取調べをしない取扱いとしています）、送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「(送付嘱託分)」と追記するよう遵守願います。

第4 文書送付嘱託

1 当部における実情

当部は、交通に関する事件の専門部であることか

【別紙3】

【別紙3】

【写真撮影報告書作成例】（A4判用紙を縦に使用し、左側に3センチ程度の余白）

○1枚目（表紙）

○2枚目以降（写真）

○末尾（撮影方向図）

【証拠説明書記載例】

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇〇号
 原告 〇〇〇〇
 被告 〇〇〇〇

副本送付済

東京地方裁判所民事第27部〇〇係 御中

平成〇〇年〇月〇日
 原告代理人弁護士 山田太郎 印

証拠説明書（1）

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
1	交通事故証明書 写し	H18.7.7	交通安全協会	本件交通事故が発生した事実	
2	写真撮影報告書 原本	H18.9.9	山田太郎	本件交通事故の発生状況及び原告車両の損傷状況	撮影者 〇〇〇〇 撮影日 〇〇〇〇 撮影所 〇〇〇〇

ら、病院等の医療機関を嘱託先とする医療記録（レントゲン写真等を含む）の送付嘱託や検察庁を嘱託先とする刑事事件記録等の送付嘱託の申立てが非常に多くされます。

事故態様や過失割合が争点となることが予想される場合には、第1回口頭弁論期日前の事前準備として、原告に対し、刑事事件記録の入手の有無を確認した上、入手していないときは、その送付嘱託の申立てを促し、期日外に裁判官の判断により、採用して嘱託を行うなどして審理の促進を図ることとしています。

事故と傷害又は後遺障害との因果関係、傷害と治療との因果関係やその相当期間等が争点となる場合には、できる限り早期に、かつ、立証に必要な医療機関・医療記録を厳選した上で、その送付嘱託の申立てがされることが望ましいと考えています。

第1回期日までに送付嘱託の申立てがされた場合には、申立書の副本の受領を確認することができれば、裁判官の判断により、第1回期日を待たずに採

【別紙4】

【別紙4】
【交付用】

～ 送付嘱託についてのお願ひ ～
平成25年5月
東京地方裁判所民事第27部

【嘱託先の確認等】
診療時から送付嘱託申立てまでの間に嘱託先の病院等が転居・廃院している例もありますので、所在地、郵便番号、電話番号等を確認の上、申立書に記載してください。

申立てに際しては、嘱託先の件数分の申立書写しもあわせて提出してください。

【嘱託用の郵券】
既に予納されている場合を除き、嘱託先1か所につき、3400円分(内訳:500円×3枚、200円×2枚、100円×6枚、80円×5枚、50円×4枚、20円×10枚、10円×10枚)の郵便切手を申立書に添付してください(嘱託先が東京地方検察庁、東京家庭裁判所の場合は不要)。

【同意書の提出】
提出に法律上同意を要件とするものではない文書であっても、例えば、医療機関が患者との信頼関係を重視する場合のように嘱託先から同意書の提出を求められる例が比較的多いため、手続の遅滞を避けるため、本人の同意書(書式例については、担当書記官までお申し出ください)の早期提出をお願いします。

【不起訴事件記録の送付嘱託】
不起訴事件記録中の供述調書等の送付嘱託をする場合の一般的な要件については、「赤い本」等を参考にしてください。

【送付文書の交付について】
当部においては、医療機関を嘱託先とする送付文書につき、一定の要件を満たす場合には、送付文書を申立代理人に交付する取扱いとさせていただきますので(裏面「～送付文書の交付について～」参照)、ご協力をお願いします。

【レントゲン写真の貸出し等の事前連絡】
レントゲン写真等の貸出しを受けたり、その返還をする際は、事前に担当書記官に連絡の上、日時を予約してください。

【レントゲン写真の返還期限厳守】
貸出しを受けたレントゲン写真等については、返還期限(原則2週間)を厳守してください。返還期限までに返還することができない事情がある場合には、必ず期限内に担当書記官に連絡しうえ、返還期限の延長上申書を提出してください。

【送付文書の早期返還】
送付文書(原本及び返還を要する写し)は、裁判所において民事保管物として保管されることとなりますが、当部においてはその数も膨大であり、適正な保管物の管理及び嘱託先における送付文書使用の都合といった観点等から、早期の返還が望まれます。そこで、特に必要と認められる場合を除き、弁論への上程及び当事者の開覽・鑑写が完了した後に、速やかに嘱託先に返還させていただきますので、ご了承ください。

用して嘱託を行うことがあります。また、期日間における送付嘱託の申立てについても同様です。送付嘱託の申立てに対して意見があるときは、申立書の副本の受領後に速やかにその旨をご連絡ください。

当部からの送付嘱託についてお願いしたいことは、「送付嘱託についてのお願ひ」【別紙4】記載のとおりですが、以下、いくつかの点について説明します。

2 申立て

(1) 文書送付嘱託申立書(書式例【別紙5】【別紙6】)

ア 送付嘱託の申立ては、書面又は口頭ですることができます(民事訴訟規則(以下「民訴規」という)1条)が、当部においては、書面による申立てを原則としており、申立人から文書送付嘱託申立書を提出していただいています。

申立書には次の事項等を記載等してください(民訴法180条1項、民訴規99条1項。なお、民訴法221条1項参照)。

- ① 標題(「文書送付嘱託申立書」)、日付、作成者等、押印
- ② 送付を嘱託する「文書の表示」(具体的な文書の表示や趣旨によってできる限り特定していただく必要がありますが、それが著しく困難な場合であっても、所持者において文書を特定できる程度に記載してください)
なお、検察庁に対する申立書については、必ず「検番」を記載してください。
- ③ 「文書の所持者」(機関等の名称、住所、郵便番号等)
- ④ 「証明すべき事実」

イ 複数の機関を嘱託先とする文書送付嘱託の申立て(例えば、検察庁、警察署、社会保険事務所、保険会社その他の団体等を嘱託先とする申立て)については、嘱託先ごとにそれぞれ申立書を提出してください。ただし、医療機関を嘱託先とする文書送付嘱託については、複数の病院等を嘱託先とする場合であっても、1通の申立書に複数の病院等を嘱託先として記載していただいて差し支えありません。

ウ 申立書の副本は、原則として、相手方に直送してください(民訴規99条2項、83条)。ただし、相手方が代理人を選任していない場合等において、裁判所から送付する必要があるとき(民訴規47条4項)は、相手方の数に応じた通数の副本の提出をお願いします。

エ 申立手数料は、不要です。

(2) 予納郵便切手

嘱託先1か所につき3400円分(内訳:500円×3枚、200円×2枚、100円×6枚、80円×5枚、50円×4枚、20円×10枚、10円×10枚)の郵便切手を予

【別紙5】

【別紙5】

平成 年（ ）第 号
原告
被告

文書送付嘱託申立書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第 部 御中

原・被告 _____ 印

次の文書の送付嘱託を申し立てます。

1 文書の表示

2 文書の所持者
〒 _____
住 所
名称、氏名

3 証明すべき事実

【別紙6】

【別紙6】

平成 年（ ）第 号
原告
被告

文書送付嘱託申立書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第 部 御中

原・被告 _____ 印

次の文書の送付嘱託を申し立てます。

1 文書の表示
「実況見分調書」謄本（又は「物件事故報告書」謄本）

① 受 理 番 号
② 交通事故当事者
③ 発 生 年 月 日 平成 年 月 日
④ 発 生 場 所
⑤ 送 致 警 察 署 警察署
⑥ 送 致 年 月 日 平成 年 月 日

2 文書の所持者
〒 _____
住 所
名称、氏名

3 証明すべき事実

納してください。

ただし、東京地・区検（立川支部を除く）を嘱託先とする刑事事件記録の送付嘱託及び東京家裁本庁を嘱託先とする少年保護事件記録の送付嘱託については、郵便切手の予納は不要です。

3 同意書の提出等

医療機関を嘱託先とする医療記録の送付嘱託に際し、当該医療機関が同意書（患者本人又は遺族が送付嘱託に同意する旨の書面。書式例【別紙7】）を要求する場合があります。当部の取扱いとしては、医療機関から同意書の要求があれば、申立人側又は患者側に同意書を裁判所に送付するよう依頼しています。医療記録は、交通事故の当事者からすると第三者である医師等が受診当時の診療経過等を記録したもので重要な資料であり、また、患者にとっても有利な事実が記載されていることもありますので、迅速な同意書の作成に協力してください。

4 申立代理人への送付文書の交付

(1) 交付方式

当部においては、医療機関を嘱託先とする場合には、原則として、送付文書を写しにより送付するよう依頼し、その作成費用を申立人の負担とする取扱いをしています。

そして、次の要件を満たす場合には、送付嘱託の申立代理人弁護士に対し、送付文書を交付する（預ける）ことができるとの取扱いをしています。

本来であれば、嘱託先から送付された文書は、裁判所で保管し、申立人が閲覧・謄写をして、書証として提出するかどうかを検討する手順を経ることとなります。しかし、医療記録は枚数が多く、レントゲンフィルム等は、1枚の写しを作成するのにもかなりの費用がかかります。また、医療機関に対しては写しにより送付するよう依頼しており、その写しの作成費用を申立人に負担してもらっていますから、申立人は、裁判所へ送付される分と申立人側で使用する分

【別紙7】

【別紙7】

東京地方裁判所民事第27部 係
平成20年(ワ)第92345号 平成20年(ワ)第98765号
損害賠償請求事件
原告(反诉被告) 甲野太郎
被告(反訴原告) 乙野次郎, 丙野自動車(株)

同 意 書

平成 年 月 日

医療法人社団 千代田会
交通専門病院 御中

同意者
住所

氏名 印

私は、頭書の事件について、貴院に対する文書送付嘱託に基づき、入院院カルテ、レントゲン、診療録その他の医療記録一切を頭書の裁判所に送付することに同意します。

以 上

【別紙8】

【別紙8】
【交付用】

～ 送付文書の交付について ～
平成25年3月
東京地方裁判所民事第27部

医療機関を嘱託先とする送付嘱託において、嘱託に係る診療録、レントゲン写真等の送付文書が、返還不要の写しにより送付されたときは、申出により、当該送付文書を送付嘱託の申立代理人に交付する取扱いとします。

ただし、①申立代理人が次の《留意事項》を了承されること、②相手方当事者にも訴訟代理人が付いており、その同意が得られることが条件となります。

《本取扱導入理由》

医療機関を嘱託先とする送付嘱託においては、保管期間や管理面を考慮し、原則として、写しによる送付をお願いしており、写しの作成費用を申立人に負担してもらっています。したがって、裁判所に到着した送付文書を申立人において謄写等する場合には、二重に費用負担することになります。特にレントゲン写真等の写しの作成費用は高額となりますが、これを含めて送付文書の写しの作成費用を訴訟費用として認めることはしていません。そこで、以上のような実情に配慮し、医療機関を嘱託先とする送付嘱託については、特例として、本取扱いによることにしました。

《申出の方法等》

送付文書の交付が可能な場合において、これを希望されるときは、口頭、電話等適宜の方法により、その旨を担当書記官等にお申し出ください。

なお、送付文書の交付を受ける際には、あらかじめその日時を担当書記官等と打ち合わせてください。

《留意事項》

- 送付文書は、当部の窓口における交付を原則とします。
- 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管してください。
- 当該訴訟以外の目的には使用しないでください。
- 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出することとし、相手方当事者用、控え等にはその写しを用いてください。
- 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに返却していただきます。
- 当該訴訟終了後、当部に持参していただき当部において処分します。なお、申立代理人において、医療記録等に高度の個人情報が含まれていることを踏まえた適正な方法により処分していただいた場合には、当裁判所に返還していただく必要はありません。
- その他、送付文書の取扱いについては、当裁判所の指示に従ってください。

の2つ分の写しの作成費用を負担することになります。そこで、写しの作成に要する手間と費用を軽減するために、相手方代理人に同意いただける場合には、送付された写しを裁判所で保管するのではなく、申立人側に預けることとしています。

ア 送付文書についての要件

- 写しにより送付されたものであること
- 嘱託先への返還が不要であること
- 交付が相当でないと認められる特段の事由がないこと

※送付文書のうちの一部について要件を満たす場合には、要件を満たす部分のみを交付方式の対象としています(例えば、カルテのみ写し・返還不要で送付されたが、レントゲンフィルムは原本で返還が必要という場合にはカルテのみ交付方式の対象としています)。

イ 訴訟代理人等についての要件

- 当事者双方が訴訟代理人(指定代理人を含む)を選任していること

⑤ 申立代理人が次の留意事項(「送付文書の交付について」【別紙8】記載の留意事項)を了承の上、交付方式の申出をすること

- 送付文書は、当部の窓口において交付を受けること
- 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管すること
- 当該訴訟以外の目的には使用しないこと
- 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上で、裁判所に提出し、相手方当事者用、控え等にはその写しを使用すること
- 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに返却すること

【別紙9】

【別紙9】
【申出人用】

平成25年 月 日

平成 年(ワ)第 号
原告
被告

原告 代理人 殿
 被告 代理人 殿

東京地方裁判所民事第27部 係
裁判所書記官
電話 03-3581-5433 (ダイヤルイン)
FAX 03-3592-9465

送付嘱託申立の採用通知及び文書の交付に関する照会兼回答書

頭書の事件について、原告・被告 申出の平成25年 月 日付け送付嘱託申立
が採用されましたので、通知いたします。

別紙「送付嘱託についてのお願い」記載のとおり、嘱託には嘱託先1か所につき340
0円分の郵便切手が必要となりますので、未納入の場合には7日以内に納入してください。
上記別紙には貸出し等についての記載もあります。

嘱託先から送付文書が届いた際には、裁判所から御連絡します。

なお、送付嘱託による医療機関からの送付文書については、別紙「送付文書の交付につ
いて」記載のとおり一定の条件の下に申立代理人は交付を受けることができます。つま
ましては、交付希望の有無を次の回答欄にご記入の上、この書面を7日以内にファクシミリ
により返信する方法により回答してください。

回 答 欄	<input type="checkbox"/> 交付を希望する（□ 他の嘱託先からの送付文書も交付を希望する。）。
	<input type="checkbox"/> 交付を希望しない（通常の閲覧・謄写の方法による。）。

(該当する口欄にレ印を付してください。)

回答者 _____ ㊟

【別紙10】

【別紙10】
【相手方用】

平成 年 月 日

平成 年(ワ)第 号
原告
被告

原告 代理人 殿
 被告 代理人 殿

東京地方裁判所民事第27部 係
裁判所書記官
電話 03-3581-5433(ダイヤルイン)
FAX 03-3592-9465

送付嘱託申立採用の通知及び送付文書の交付に関する照会兼回答書

頭書の事件について、原告・被告 申出の平成 年 月 日付け送付嘱託申立
てが採用されましたので、通知いたします。別紙「送付嘱託についてのお願い」には嘱
託先からの送付書類の貸出し等についての記載もありますのでよくお読みください。

なお、送付嘱託による医療機関からの送付文書については、別紙「送付文書の交付につ
いて」記載のとおり一定の条件の下に、申立代理人において交付を受けることができ
ます。

つきましては、申立代理人への交付についての御意見を次の回答欄に記入の上、この
書面をファクシミリにより 日以内に返信する方法により回答してください。

回 答 欄	<input type="checkbox"/> 交付に同意する（□ 他の嘱託先からの送付文書も交付に同意する。）。
	<input type="checkbox"/> 交付に同意するが、先にこちらが謄写してからの交付にして欲しい。
	<input type="checkbox"/> 交付に同意しない。

(該当する口欄にレ印を付してください。)

回答者 _____ ㊟

- その他、送付文書の取扱いについて裁判所の指示に従うこと
- ⑥ 相手方代理人の同意が得られること

(2) 交付の手続等

（「送付文書の交付について」【別紙8】参照）

ア 送付嘱託が採用された場合、当部から、申立代理人に対し、「送付嘱託申立の採用通知及び文書の交付に関する照会兼回答書【申出人用】」【別紙9】により、送付文書の交付の申出の有無を確認しています。なお、いわゆる双方申出のときは、写しの作成費用を負担する当事者の代理人（当事者双方が費用を負担し、又は負担しなかったときは患者側の代理人）を申立代理人として取り扱うこととしています。

複数の嘱託先に対して送付嘱託がされているときには、複数の嘱託先からの送付文書について交付の申出の有無を確認しています。

イ 申立代理人から交付の申出がされた場合、当

部から、相手方代理人に対し、電話、口頭及び書面（「送付嘱託申立採用の通知及び送付文書の交付に関する照会兼回答書【相手方用】」【別紙10】）により、交付方式に同意するかどうかを確認しています。

複数の嘱託先に対して送付嘱託がされているときには、複数の嘱託先からの送付文書の交付に対する同意の有無を確認しています。

その際、相手方代理人が交付の条件として、申立代理人への交付前に当該送付文書の閲覧・謄写等を希望されることがありますが、交付後に代理人間で貸し借りをさせていただくことが可能ですので、可能な限り同意にご協力ください。

ウ 相手方代理人から同意された場合、申立代理人に当部の窓口までお越しいただき、申立代理人が留意事項を了承していることを再度確認した上で申立代理人に「送付文書交付管理票」【別紙11】の「受領書兼承諾書」欄に日付の記

【別紙11】

送付文書交付管理票	
交 付 の 申 出	
申出年月日 平成 年 月 日 (□一括交付希望)	担当書印
申 出 人	
相手方代理人の同意確認	
<input type="checkbox"/> あり (□上記一括交付希望に対する同意) 同意 平成 年 月 日 □ただし、謄写後 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭
送 付 文 書 の 表 示	
<input type="checkbox"/> 別紙「送付書」写し記載のとおり (□ ただし、次に記載の物を除く)	
受 領 書 兼 承 諾 書	
前記の送付文書を受領しました。なお、次の事項を承諾します。 1 受領した送付文書については、本件訴訟の係属中、滅失毀損等のないように適正に保管します。 2 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を写証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出します。 3 尋問、鑑定等、本件訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認めた場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかにその返却に応じます。	
平成 年 月 日	(受付日付印)
代理人弁護士	印
東京地方裁判所民事第27部	御中

載、署名・押印をしていただき、当該管理票の写しとともに送付文書を交付します。

送付文書は、窓口において直接交付しており、郵送等による交付はしていません。

5 送付嘱託文書の貸出し

(1) 貸出し

レントゲン、CT、MRI等の画像資料の写しの作成については、特殊な設備や技術を要するため、例外的に、当該画像資料（レントゲンフィルム等）を貸し出す方法による閲覧・謄写を認めています。

レントゲンフィルム等の貸出しに際しては、その種類、枚数等を確認した上で借用書を作成するなどの準備に一定の時間を要するため、事務処理の都合上、貸出しを希望される場合には事前にご連絡ください。

(2) 貸出手続等

貸出しは、窓口において直接貸し出しており、郵

送等による貸出しはしていません。

貸出しの際には、種類、枚数等を確認していただいた上で借用書に署名押印をしていただき、借用書の写しとともにレントゲンフィルム等を貸し出しています。

(3) 貸出期間

貸出期間は、2週間です。

貸出期間内に返却することができない場合には、期間内に当部にご連絡ください。返却期限の延長を求める理由が相当で、事務性に特に支障のないときは、申出により、1回に限り、返却期限の延長を認めることがあります。

その場合には、貸出期間内に返却することができない理由等を記載した返却期限延長申請書等の書面を提出していただきます。

延長を認める場合でも、期間は2週間が上限です。返却期限を延長するのは1回限りですので、さらに貸出物を使用する必要がある場合であっても、一旦返却してください。

何らの連絡なく返却期限を徒過した場合には、送付文書の適正な保管の観点から、速やかに返却していただくよう連絡していますので、速やかに返却してください。

(4) 注意事項

ア 裁判所から閲覧及び謄写のために借用した送付文書は、貸与を受けた代理人の責任において裁判所に返却してください。決して、直接病院に返却することがないようにお願いします。

イ 裁判所から借用した送付文書の返却手続は、窓口が午後3時以降混雑するため、なるべく午後3時までにお問い合わせください。

第5 訴訟終了段階における留意点

- 1 裁判所から提示した和解案の受諾の可否，当事者間で合意することができた和解条項等については，期日前に書面又は電話でお知らせください。
- 2 訴訟が和解で終了する場合には，次の書類等の準備にご協力ください。
 - ① 振込口座を記載した書面
 - ② 利害関係人が参加する場合は，利害関係人参加申出書，資格証明書（利害関係人が法人であるとき），訴訟委任状（代理人が出頭するとき）
 - ③ 成年後見人に後見監督人が選任されている場

合は，後見監督人の同意書（訴え提起自体にも同意書が必要です）

- ④ 地方公共団体が当事者である場合は，原則として議会の決議が必要であるため，議会の承認を得た旨の書面
 - ⑤ 訴え提起時に未成年者であった当事者が和解成立時に成年に達している場合には，成年に達した当事者からの訴訟委任状
 - ⑥ 当事者の住所変更又は法人の代表者の変更がある場合はそれらを証する書面及びその旨を記載した上申書
- 3 訴訟救助により訴え提起手数料等の猶予を受けている場合は，和解成立後，速やかに猶予した費用を任意納付してください。

II 交通事故損害賠償請求事件における基本的留意事項

会員 厚井 乃武夫 (40期)

第1 はじめに

弁護士にとって交通事故による損害賠償請求事件は、比較的身近な事件であり、多くの会員が一度は交通事故の被害者の代理人として事件処理をした経験があるものと思われる。

しかしながら、交通事故損害賠償請求事件は極めて専門性の高い事件であり、これを適切に遂行するには、その専門性に由来する様々な事項に留意する必要がある。

本稿では、交通事故損害賠償請求事件を遂行する弁護士にとって留意すべき基本的事項について、基礎的な文献を引用しつつ、①事前準備、②手続きの選択、③訴え提起に項を分けて述べることとする。

第2 事前準備

1 依頼者からの事情聴取

交通事故損害賠償請求事件を受任するに当たっては、他の事件と同様、依頼者より適切に事情聴取することが必要である。交通事故損害賠償請求事件において依頼者より聴取すべき事項としては、①当事者(被害者、加害者、加害者の自賠責保険・共済(以下これらを「自賠責保険」という)、加害者の任意保険・

共済(以下これらを「任意保険」という)、被害者の任意保険、殊に人身傷害補償保険の有無等)、②事故状況、③治療状況(傷病名、治療状況、後遺障害の有無及び程度等)、④損害の内容(積極損害、消極損害、慰謝料、物損等)など多岐に亘る。受任弁護士としては、早期の段階で、これらの事情聴取を十分に行う必要がある*1。

なお、近時の任意保険においては、弁護士費用等補償特約が付されることが増えており、被害者たる依頼者等がかかる弁護士費用等補償特約付きの任意保険に加入している場合には、同特約を利用して、受任した事件の弁護士費用の支払を受けることができる。したがって、依頼者からの事情聴取に当たっては、依頼者自身あるいはその家族等が任意保険に加入しているか、同保険に弁護士費用等補償特約が付されているか、どのような内容の特約か(被保険者は誰か、保険金額や支払基準はどのように定められているか等)を必ず確認する。

2 後遺障害の等級認定

(1) 後遺障害等級認定手続き

交通事故損害賠償請求事件において、依頼者が後遺障害の残存を主張しており、未だ後遺障害等級認定手続きを経ないときは、同認定手続きを行い、後遺障害の有無及びその程度(等級)について認定を受けることが必要である。

後遺障害等級認定を受けるためには、まず、治療機関に後遺障害診断書を作成してもらい、これを一括払い*2を予定して任意保険会社と示談交渉を行っ

*1：依頼者からの事情聴取を行うための補助ツールとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(以下「赤い本」という)2013年版上巻379頁以下に掲載されている「損害賠償請求調査事項整理票」を利用するのが簡便かつ確実である。

ている場合には加害者付保の任意保険会社に、被害者請求（後記3(1)参照）を行う場合には加害者付保の自賠責保険会社に提出する必要がある。後遺障害の等級認定を的確かつ迅速に受けるためには、後遺障害診断書に、できる限り詳細かつ具体的に被害者の症状や治療状況を記載してもらい、症状の裏付けとなる他覚的所見（画像所見や神経学的所見等）を記載してもらう必要がある。

(2) 異議申立て手続き等

上記等級認定手続きを経て、被害者には、任意保険会社（被害者請求の場合は自賠責保険会社）から、後遺障害該当非該当の結果及び該当の場合はその等級が理由を付して書面にて通知される。被害者が、その結果を了承すれば、これに基づき以降の手続きを進めることとなるが、その結果に不服な場合は、異議の申立てを行うこととなる*3。

異議申立てを行うに当たっては、自賠責保険における後遺障害の等級認定が原則として労働者災害保険における障害等級の認定基準（以下「障害認定基準」という）に準じて行われることから、まず、当該事案に適用される障害認定基準を十分に理解する必要がある*4。後遺障害等級認定手続きは、あくまでも、集団的かつ画一的に処理される自賠責保険制度の枠

組み内での手続きである以上、障害認定基準を前提としない異議申立てでは意味を有しない*5。

異議申立てを行うに当たっては、障害認定基準を前提として、通知を受けた認定結果の理由のいかなる点が不服であるのか、争点を明示したうえ、自ら主張する結論に沿う新たな証拠（医師の診断書、意見書、検査結果等）をできる限り付してこれを行う必要がある。

異議申立てに回数制限はないが、複数回の異議申立てにもかかわらずその結論に変更がなく、これに不服があるときは、後記のとおり自賠責保険・共済紛争処理機構に調停の申立てをすることができる。

3 各種保険等の利用

(1) 自賠責保険に対する被害者請求

ア 被害者請求の手続き

被害者請求とは、自賠法3条による保有者の損害賠償責任が発生したときに、被害者が自賠責保険会社に対し、保険金額（保険給付の限度額）の範囲内で損害賠償額の支払を直接請求することをいう（自賠法16条）。交通事故証明書には自賠責保険会社及び自賠責証券番号が記載されており、これを手掛かりに必要書類*6を添付して自賠責保険会社に請求する。複数の自動車による事故で損害賠償責

*2：一括払いとは、本来、任意保険は、自賠責保険によって支払われる金額を超過する場合に、その超過分を支払う保険（いわゆる上積み保険）であるものの、任意保険会社が自賠責保険金分も含め損害賠償金を支払う扱いをいう。任意保険会社は一括払い後、自賠責保険会社に自賠責保険分を求償することとなるが、その回収を円滑に行うために後遺障害等級認定を予め受けておく必要がある。これを事前認定という。自賠責保険請求と後遺障害等級認定手続きとの関係については、交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—（以下「青本」という）23訂版291頁以下参照。

*3：異議申立ては等級認定に不服がある場合の外、自賠責保険会社がした有無責任判断や後述する重過失減額等の判断に対しても行うことができる。

*4：労働者災害保険における障害認定基準は、一般財団法人労災サポートセンターが発行する「労災補償障害認定必携」に詳細に解説されている。なお、事故発生日に応じて適用される障害認定基準が異なることに注意を要する。

*5：裏を返せば、後遺障害等級認定手続きにおいて（相当と考えられる）等級認定がされなくても、これは自賠責保険における扱いにおいて等級認定がされなかったことに過ぎず、直ちに後遺症についての賠償責任が否定されるとは限らない。このような場合に、なお、後遺症についての賠償責任を追及するためには、多様な紛争を個別的に解決する手続きである訴訟の提起を選択することとなる。

任を負うべき運行供用者が複数存在し、いずれも自賠責保険が付されている場合には、各自動車の自賠責保険から支払を受けることが可能であり、保険金額はその自動車の台数を乗じた金額となる。

なお、任意保険会社との間で示談交渉をしている場合に被害者請求を行うときは、任意保険会社に一括払いの解除を依頼する必要がある。

イ 被害者請求を行う必要のある場合

任意保険会社との示談交渉が成立した場合には、任意保険会社は、自賠責保険により支払われる金額を含め損害賠償金を一括払いするため、被害者が被害者請求を行う必要はない。

これに対し、任意保険会社との示談交渉が決裂した場合、被害者代理人としては、後記のとおり訴訟提起あるいは裁判外紛争処理機関（ADR）に対する紛争処理の申立てを行うこととなるが、その際、被害者が当面の生活資金を必要としているときなどには、適宜、依頼者の意向を聴取し、訴訟提起等の前に被害者請求を行うこととなる。

また、加害者が任意保険を付保していない場合、加害者に賠償資力が乏しいことが多く、このような場合にも被害者請求を行う必要が生じる。

更に、特に注意すべきは、当該事故において被害者の過失が大きいと考えられる場合であり、このような場合には予め被害者請求を行っておく必要がある。被害者請求により受領し得る損害賠償額

は、上記のとおり保険金額の範囲内であり*7、その支払基準も赤い本や青本の損害賠償額算定基準に比して低額であるが*8、自賠責保険においては、被害者に重大な過失がある場合に、これによる減額が一般の過失相殺に比して被害者に有利に取り扱われることとされており（いわゆる重過失減額*9）、被害者の過失が大きいと考えられる場合においては、訴訟提起等による解決よりも結果的に多額の損害賠償金を受領することができる場合がある。このような場合に、敢えて訴訟提起を行うと、裁判所は自賠責保険の支払基準に拘束されないため*10、自賠責保険に対する被害者請求によって受領できた金額より低い金額の認容判決を受ける可能性がある。かかる判決を受けたとき、賠償責任保険である自賠責保険は判決を尊重するため、後日、認容判決を超える金額を自賠責保険会社に請求することは不可能となり、場合によっては、弁護過誤にもなりかねないこととなるのであって、十分な注意が必要である。このような場合には、予め被害者請求を行い、自賠責保険会社より損害賠償金を受領したうえで、訴訟提起により追加請求することができるか慎重に検討すべきである。

(2) 政府保障事業の活用

加害者が任意保険はおろか自賠責保険さえ付保していない場合や、保有者が運行供用者責任を負わな

* 6：事案ごとの必要書類については、青本23訂版314頁参照。

* 7：死亡、傷害及び後遺障害等級に応じた保険金額については、赤い本2013年版上巻337頁参照。

* 8：自賠責保険の保険金等の支払基準については、赤い本2013年版上巻365頁以下参照。

* 9：自賠責保険における重過失減額の内容は、赤い本2013年版上巻370頁記載のとおりであり、後遺障害又は死亡に係る損害を例にとれば、過失割合7割未満の場合は減額されず、同7割以上8割未満の場合は2割減額、同8割以上9割未満の場合は3割減額、同9割以上10割未満の場合は5割減額されるにとどまる。

* 10：最判平18.3.30 民集60・3・1242

いため自賠責保険が付保されていても自賠責保険を利用できない場合、あるいはひき逃げ事故など加害者が不明の場合には、自賠責保険に対する被害者請求すら行うことができない。このような場合には、政府の自動車損害賠償保障事業に対し、損害てん補請求を行うことにより一定の支払を受けることができる（自賠法71条以下）。

政府保障事業の損害額の積算方法については重過失減額の扱いも含め自賠責保険と同じであり、その請求から支払までの期間は、従前においては長期間を要するとされていたが、現在においては、平均して、ひき逃げ事故が約3か月、無保険事故は約7か月前後であるとされている*11。

なお、政府保障事業においては、健康保険や労災保険等の社会保険から給付を受けた金額は控除しててん補され（自賠法73条1項）、加害者からの支払額も控除しててん補される（自賠法73条2項）。したがって、被害者代理人としては、先に政府保障事業から損害てん補を受け、その後、加害者との間で示談を締結し、残損害額の支払を受ける等の工夫をする必要がある。

(3) 人身傷害補償保険に対する保険金請求

人身傷害補償保険とは、傷害保険の一種であり、①被害者の過失の有無・程度を問わず、②保険約款に定められた基準により算定された金額を保険金として支払う保険であり、近時においてはかなり普及する

に至っている。前記のとおり交通事故損害賠償請求事件を受任するに当たっては、加害者の保険のみならず、被害者あるいはその家族等の保険についても十分に聴取し、早期に人身傷害補償保険の有無、その被保険者、支払基準等を保険約款で確認する必要がある。人身傷害補償保険による保険給付を受けられる場合には、先に人身傷害補償保険会社（以下「人傷社」という）から保険金を受領し、その後、人傷社が保険金を支払ったことにより被害者から代位取得した損害賠償金を控除した残損害金を加害者に対して請求することが多い（いわゆる人傷先行）。

人傷先行において、被害者に過失がある場合の人傷社の代位の範囲については争いがあったが*12、最高裁は、いわゆる訴訟基準（裁判基準）差額説を採用することを明らかにした*13。人身傷害補償保険については、賠償先行の場合の人傷社の代位の範囲等多岐に亘る問題が残されており*14、その請求あるいはその後の訴訟提起に当たっては十分に研究を行う必要がある。

(4) 健康保険や労災保険の利用

交通事故による傷害の治療についても健康保険や国民健康保険等の公的医療保険制度を利用することができる。加害者が自賠責保険及び任意保険に加入しており、被害者に過失がない場合には、健康保険を利用するメリットは少ないが、加害者が自賠責保険しか付保していない場合には、その傷害保険金額が

* 11：政府保障事業の概要につき、<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html> 及び赤い本2013年版下巻141頁以下参照。

* 12：この点に関する各学説及び具体例等については青本23訂版189頁以下を参照。

* 13：最判平24.2.20 判時2145・103，最判平24.5.29 判時2155・190

* 14：人身傷害補償保険を巡る問題点に関し、赤い本2007年版下巻131頁「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」、同2011年版下巻93頁「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」、同2012年版下巻53頁「人身傷害補償保険金の支払による保険代位をめぐる諸問題」参照。

120万円であることから、休業損害や傷害による慰謝料等他の損害費目について自賠責保険からの給付を受けるために治療費を抑制する必要がある。この点、健康保険を利用すれば、原則として治療費の3割を負担すればよく、また、健康保険の診療報酬単価は自由診療に比べて低いことから自由診療による治療よりも治療費を抑制することができる。また、被害者に過失がある場合は、過失相殺後の総損害額から治療費全額が控除されるため、治療費を低額に抑えた方が結果的に受領し得る損害額が多くなる。このような場合は健康保険の利用を検討すべきであろう。

当該交通事故が業務上あるいは通勤途上で発生した場合には、労働者たる被害者は労災保険を利用することができる。労災保険を利用し、保険給付を受けた場合は、損益相殺の問題が生じるが、社会復帰促進等事業から支給される特別支給金は損益相殺の対象とならず、また、損益相殺の対象となる給付も、給付の目的に応じて同一性のある損害の限度内で控除されることから、同一性のある損害から控除しきれなかった給付については損益相殺されないこととなる。このように、労災保険を利用することにより、これを利用しない場合に比べて被害者が受領する金額を増大させることができる場合があるため、積極的にその利用を検討すべきである。

4 立証資料の収集

(1) 一般の立証資料

交通事故損害賠償請求事件を受任した後、任意保険会社と交渉するに先立ち、あるいは交渉と並行して、

前記依頼者より聴取した当事者、事故状況、治療状況、損害の内容等に関する立証資料を収集する必要がある。

依頼者より交通事故損害賠償請求事件を受任した時点においては、上記立証資料（例えば、傷害事案における休業損害証明書や後遺障害事案における後遺障害診断書）を加害者の付保する任意保険会社に既に提出しており、その写しを被害者が保有していない場合や、立証資料（例えば、傷害事案における経過診断書や診療報酬明細書）を任意保険会社が治療機関より直接取得している場合があり、被害者の手元にこれらの立証資料が存在しない場合がある。

このような立証資料については、予め必要なものを点検したうえ、任意保険会社に対する受任通知に付記し、これらの立証資料の写しを送付するよう依頼するのが便宜であり、受任通知に委任状を添付しておけば、任意保険会社も、かかる依頼に応じるのが通例である。

(2) 刑事記録等

交通事故損害賠償請求事件において、責任原因や過失割合を明らかにするためには、当該事故の刑事記録や少年事件記録を入手する必要がある。殊に加害者あるいはその付保する任意保険会社との示談交渉において、これらが争点となっている場合には、刑事記録等の入手は不可欠である。刑事記録等の入手に当たっては、刑事事件及び少年事件の別、その結果や進捗状況（不起訴、起訴後刑事事件係属中、刑事事件確定後等）並びに民事訴訟提起の前後によって、その根拠となる法条や手続き、入手できる記録の範囲等が異なっており、実務の運用も変遷している*15。

* 15：直近の運用の変更として、不起訴事件記録の閲覧・謄写につき平成20年11月19日付刑事局長依命通達（法務省刑総第1595号）が出されており、これによって、閲覧・謄写の範囲や要件が具体的に定められるに至っている。

交通事故損害賠償請求事件を受任する弁護士としては、かかる刑事記録の入手方法につき子細に研究し、複数の入手方法が存在する場合にはいずれの方法を選択すべきか十分に検討し、適切にこれを入手する必要がある*16。

(3) 医療記録

近時においては、高次脳機能障害（MTBIの議論を含む）、非器質性精神障害（PTSDなど）、RSD・CRPS、低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）など旧来においてはあまり議論されなかった後遺症について争点とされる事件が散見されるようになっている*17。このような事件に対応するためには必要最低限の医療知識が不可欠であると共に、後遺症の残存を立証する医療記録を入手する必要がある。

医療記録を入手するためには、依頼者の同意書を添付し、治療機関に任意に提出してもらう方法、訴訟提起前後に文書送付嘱託の申立てをする方法等が考えられるが、医療記録の原本を受領した場合（レントゲンやCT、MRIなどの画像は、その電子データを受領することも多くなってきたが、画像原本を借り受けることも少なくない）は、紛失汚損等なきよう、その管理に十分留意する必要がある。また、診療録等を裁判所に提出するに当たっては、外国語の訳文を付記する必要があり、相応の費用を要することに留意すべきである。

5 時効の管理

交通事故損害賠償請求事件において留意すべき事

項としては時効の管理が重要である。加害者に対する損害賠償請求権（民法724条）は3年で、被害者請求権（自賠法19条）及び政府保障事業に対する損害てん補請求権（自賠法75条）も3年で（ただし、事故発生日が2010年3月31日以前の場合は2年で）時効により消滅する。

保険実務の扱いとしては、傷害による損害については事故日から、死亡による損害については死亡日から、後遺障害による損害については症状固定日*18から時効が進行するとされるのが通例である。

なお、加害者に対する損害賠償請求権と被害者請求権とは別個に時効が進行するので注意が必要である。

交通事故損害賠償請求事件を受任する際には、上記時効期間を十分に注意し、時効中断が必要な場合は直ちにこれを行い、事件の処理過程においても、これを常に念頭に置いて、適切に対処する必要がある。

第3 手続きの選択

1 任意保険会社との交渉

これまで述べた事前準備を十分に行ったうえ、適切な損害賠償金を請求すべく任意保険会社との交渉を開始することとなるが、一般に、任意保険会社が

* 16：刑事記録等の入手方法については、赤い本2013年版上巻408頁以下に詳細に纏められている。

* 17：これらの後遺症及びこれを巡る近時の裁判例を整理したものととして松居英二「後遺症を巡る最近の裁判例など」（自由と正義2012年10月号47頁）参照。

* 18：後遺障害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点につき最判平16.12.24 判タ1174・252参照。

赤い本や青本の損害算定基準に基づく賠償額を素直に支払うことはあまりないであろう。

このような場合、任意保険会社の提示額と適正と思料される賠償額との乖離の程度や依頼者の早期解決の希望等を総合的に考慮して、交渉を妥結させるか、これを打ち切り法的手続きに移行するか慎重に判断することになる。

2 裁判外紛争処理機関(ADR)に対する紛争処理の申立て

任意保険会社との示談交渉が決裂した場合、被害者代理人として法的手続きを検討することとなるが、交通事故損害賠償請求事件においては次のとおりいくつかの裁判外紛争処理機関(以下「ADR」という)が存在しており、訴訟提起による以外に選択し得る手続きがある*19。

これらのADRには、被害者本人によって損害額が比較的少額な事件が申し立てられることが多いが、代理人としても事案に応じてこれらの手続きを選択することを考えても良い。

これらのADRによる紛争解決を選択する利点としては、費用が低廉であること(以下のADRの利用に当たっては、いずれも手続きを利用すること自体に費用は掛からない)、一般的には比較的早期の解決が期待できることなどが考えられる。

他方、ADRによる紛争処理は、その手続きの性質上、最終的な解決に至らない場合があり、このよう

な場合に改めて訴訟提起することとなると、かえって時間がかかることに留意する必要がある。また、紛争の前提となる事実、例えば事故状況や後遺障害の程度等に関して大きな争いがある場合や紛争に未解決の法律問題が含まれる場合には、そもそもADRによる紛争解決を選択すべきでないであろう。

以下、交通事故を扱う主要なADRについて概要を説明する。

① 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

公益財団法人日弁連交通事故相談センター*20では、全国39支部で示談あっ旋業務を実施している。示談あっ旋とは、同センターの示談あっ旋担当弁護士が被害者と加害者を代行する任意保険会社との間に立って示談による紛争解決を図る手続きをいい、原則として3回以内の示談あっ旋期日の開催により示談の成立を試みる。

示談あっ旋を利用するためには一般に同センターの実施する面接相談を受ける必要があるが、当事者の代理人弁護士がこれを申し立てる場合には、面接相談を経ることなく直ちに申立てをすることができる。手続きを利用するためには一定の要件があるため、同センターのホームページ*21でこれを確認し、あるいは、直接、同センターの事務局あて照会したうえで申立てを行うべきであろう。

示談あっ旋によって担当弁護士から示されたあっ旋案は任意保険会社等に対する拘束力はなく、一部の共済を除き任意保険会社を拘束する解決案を提示す

* 19 : 交通事故損害賠償請求事件に関するADRの総合的研究として日本交通法学会「交通事故ADRの現状と課題 交通法研究第41号」(有斐閣 2013年) 参照。

* 20 : 公益財団法人日弁連交通事故相談センターの概要を紹介したものとして栗原浩「公益財団法人日弁連交通事故相談センターの紹介」(自由と正義2012年10月号35頁) 参照。

* 21 : <http://www.n-tacc.or.jp/>

る審査制度もないが*22, 2011年において終結した示談あっ旋における示談成立率は83.3%となっており, 紛争解決の手段として十分に機能している。

② 公益財団法人交通事故紛争処理センター

公益財団法人交通事故紛争処理センターでは, 本部, 7カ所の支部及び2カ所の相談所で和解あっ旋業務を実施している。和解あっ旋とは, 同センターの相談担当弁護士が被害者と加害者を代行する任意保険会社との間に立って和解による紛争解決を図る手続きをいう。

申立ては, 申立人の住所地又は事故地におけるセンターに行くこととなっており, 当事者の代理人弁護士が申立てを行う場合にも, 申立人の主張を聴取し, 提出された資料を確認のうえ争点を整理するために, 原則として法律相談(代理人申立ての場合は事実上の争点整理)を受ける必要がある。同センターの手続きを利用するに際しても一定の要件があるため, 同センターのホームページ*23でこれを確認することが必要であり, 電話予約においてそのチェックを受けたうえで相談日時が決められることとなる。

和解あっ旋が不調になった場合, 被害者は, 当該事案を審査に付すように申し立てることができ, かかる申立てがされた場合, 事案の回付を受けた3名の審査委員で構成される審査会は, 相談担当者及び当事者から個別事案の説明やそれぞれの主張を聴取し, 裁定を行う。申立人たる被害者は, 原則として裁定に拘束されないが, 同センターとの協定等がある任意保険会社は裁定を尊重することになっており, 審査

会の裁定は事実上の片面的拘束力を有する。

③ そんぽADRセンター

そんぽADRセンターは正式名称を損害保険相談・紛争解決サポートセンターといい, 一般社団法人日本損害保険協会の顧客対応窓口の業務を行うほか, 保険業法に基づく指定紛争解決機関として, 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っている。同センターが実施する紛争解決には, 一般紛争(契約者又は被保険者と契約先保険会社との間の紛争)と交通事故賠償紛争(交通事故等の被害者と加害者側保険会社との間の紛争)に大別される。

同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は, 日本損害保険協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られ, また, 自賠償保険金の支払及び支払手続きにかかる業務に関するものは除かれる。申立て手続き等の詳細については, 一般財団法人損害保険協会のホームページ*24を参照されたい。

同センターは2010年10月から業務を開始し, 発足後間もないことから, 被害者代理人としてどのような種類の紛争を同センターに申し立てるのが適切であるか今後研究してゆく必要があるが, 前記のとおり同センターは損害保険会社に対する苦情解決を扱うことから, 未だ示談締結の機が熟していない段階である損害賠償金の内払に関する苦情申立てや, 契約者又は被保険者と契約先保険会社との間の紛

* 22 : 示談あっ旋が不調となった場合, 全労済外8共済が当事者の一方の示談代行をしているときは, 審査手続きに移行することができ, 上記関係共済は審査手続きにおいて審査委員会が示した評決書を尊重し, 事案の解決に努めることとされている。

* 23 : <http://www.jcstad.or.jp/index.htm>

* 24 : <http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/index.html>

争*25を扱うことから、任意保険金請求に関する紛争処理申立て等について利用価値があるのではないかと考えられる。

④ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠法23条の5に基づく指定紛争解決機関であり、自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払で、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、当該紛争の調停を行っている（自賠法23条の6第1項1号）*26。同機構による調停は、上記のとおり自賠責保険の保険金等の支払に係る紛争のみを対象としている点に特色がある。

同機構は、紛争処理の申請があると、公正中立で専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員会を開催し、申請についての審査を行う。調停の対象となる具体的内容は主に自賠責保険会社がした後遺障害の等級認定、有無責判断及び重過失減額に関する紛争であり、紛争当事者の出席は予定されておらず、書面に基づいて非公開にて調停を行う。同機構における後遺障害等級認定も、原則として労働者災害保険における障害認定基準に準じて行われるので注意を要する。申請手続き等の詳細については、同機構のホームページ*27を参照されたい。

調停の結果は、書面により申請者及び自賠責保険会社に通知され、自賠責保険会社は約款等でこれを遵守することとしており、事実上の片面的拘束力を有する。同機構が紛争処理申請を受け調停を行った事件の2010年度における変更率は13.8%である。

前記のとおり、自賠責保険による後遺障害等級認定、有無責判断及び重過失減額等の判断については異議申立てをすることができるが、その結果に不服がある場合、被害者代理人としては同機構に紛争処理申請をすることも選択肢の一つとなる*28。

第4 訴え提起

これまでに述べた事前準備を整え、任意保険会社との交渉を行うも満足すべき賠償額の提示が受けられない場合、最終的には訴えの提起による紛争解決を選択することとなる。赤い本では、傷害・後遺障害事案、死亡事案、物損事案のそれぞれについて訴状のひな形を掲載し、これに基づき訴状作成に際して留意すべき事項について詳細な解説を加えており*29、是非とも活用していただきたい。

以下においては、訴状作成において留意すべき事項について、若干の補足説明を行う。

* 25：任意保険金の支払に関する紛争処理については、公益財団法人日弁連交通事故相談センターが被害者から被害者付保の任意保険会社に対する人身傷害補償保険金等の支払につき示談あっ旋を行っているが、公益財団法人交通事故紛争処理センター及び後記一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では紛争処理の対象としていない。

* 26：同機構の概要につき青本23訂版311頁参照。

* 27：<http://www.jibai-adr.or.jp/index.html>

* 28：同機構に対する紛争処理申請は、異議申立てを前提とするものではなく、自賠責保険による判断後、異議申立てをすることなく直ちに紛争処理申請をすることも可能である。

* 29：赤い本2013年版上巻389頁「訴状作成のチェックポイント」参照。

1 責任原因について

交通事故による損害賠償請求訴訟においては、運行供用者責任（自賠法3条，但し人損に限る）や一般不法行為責任（民法709条）を責任原因として、保有者（自賠法2条3項）や運転者を被告とすれば足りることが多く、また、これらの責任原因について深く検討する必要のある事案は少ない。

しかしながら、事案によっては、誰を被告とし、その責任原因をどのように構成するか十分に検討しなくてはならない場合がある。例えば、自転車が加害者となる事故においては、自転車は自賠法の適用がなく（自賠法2条1項，道路運送車両法2条2項，同条3項），自賠責保険の対象にならないことから、一般的に加害者の賠償資力が乏しいことが多いため、運転者のみを被告とするのではなく、例えばその親権者や使用者等に対する責任を追及できないか検討を要する場合が多い。

また、自動車事故においても、任意保険を付保していない場合やこれを使用できない場合は、同様に加害者の賠償資力の問題から、できる限り支払能力のある者を被告とすることができないか、その責任原因を検討する必要がある。

2 損害算定について

交通事故による損害賠償請求の損害算定に当たっては、広く赤い本や青本が利用されている。

ここで注意すべきは、赤い本や青本に掲載されている損害算定基準は、あくまでも一般的な基準であり、金科玉条の如くこれに従う必要はないことである。これらの損害算定基準は、これまでの交通事故損害賠償実務を踏まえ基準化されたものであり、これを十分に参考にする必要はあるが、一般的な基準に比べ多額な損害を請求すべき事情がある場合には、かかる個別事情を十分に主張立証することを前提に適正な損害額を請求すべきである。

赤い本と青本の効果的な使用方法について若干付言する*30。まず、青本は、各損害費目についての理論、実務及び裁判例を体系的網羅的に整理解説しており、交通事故損害額算定における基本書とでもいふべき書籍であり、交通事故損害賠償請求事件をこれから勉強しようと考えている会員に是非ともお勧めしたい。これに対して、赤い本は、参考となる裁判例を豊富に掲載しており、改訂も毎年行われ、個々の事案処理において疑問が生じたときに、類似事案の裁判例を検索するのに極めて便利であって、いわば参考書とでもいふべき書籍である。また、赤い本には、毎年開催される東京地方裁判所民事第27部の裁判官による講演録が掲載されており、損害算定基準の本文では過去の裁判官講演の演目が多数引用されている。例えば、赤い本2013年版上巻の「後遺症による逸失利益」の項では、15件に上る裁判官講演録が引用されており、かかる引用をたどることにより、当該重要論点に関する裁判実務を網羅的により深く理解することができる*31。

*30：赤い本及び青本の注解書として、やや古いものではあるが、損害賠償算定基準研究会編「三訂版注解交通損害賠償算定基準（上・下）」（ぎょうせい 2002年）がある。

*31：東京地方裁判所民事第27部の裁判官による講演については、適宜、合本が出版されており、現在、第3巻として2000年版から2004年版までの講演録が財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「交通事故による損害賠償の諸問題Ⅲ 損害賠償に関する講演録」（2008年）として出版されている。

3 過失相殺について

交通事故における過失相殺については、東京地裁民事交通訴訟研究会編「別冊判例タイムズ16号民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準全訂4版」(判例タイムズ社 2004年)が広く利用されている*32。また、赤い本においても、過失相殺基準が掲載されており、併せて参照すべきである*33、*34。

これらの基準を的確に利用するには、前述の刑事記録等を利用して当該事故の状況をできる限り客観的に把握したうえで、当該類型に対応する基本類型を検索し、その基本過失相殺率や修正要素が前提として想定している事故状況を、各類型の注釈のみならず、小類型の前注、大類型の序文及び本文の序文まで遡って確認することが必要である。

第5 おわりに

以上、交通事故損害賠償請求事件を適切に遂行するために必要な基本的留意事項を、基礎的な文献を引用しつつ概説したが*35、近時の交通事故損害賠償実務は、高度に専門化しており、これらの事件を取り

扱うには、これまで述べた事項を踏まえつつ、個々の事案に対応し得る力を蓄える必要がある。

すなわち、以前において自動車保険約款は各社共通のものであったところ、保険の自由化により保険会社毎に約款が異なるようになり、これに対応するためには一定の保険知識が不可欠となっている。また、自動車保険に関しては、人身傷害補償保険の登場により保険実務上新たな問題点が生じていることは前記のとおりである。

後遺障害等級認定実務においても、前記のとおり高次脳機能障害、非器質性精神障害や低髄液圧症候群等これまで社会において必ずしも十分認知されていなかった障害が着目されるようになり、これらの障害をはじめとする後遺障害事案を扱う実務家にとって最低限の医療知識は必要不可欠のものとなってきている。

加えて、2010年4月には保険法が施行されると共に自賠法が一部改正され、現在も多くの交通賠償に関する新判例が出されており、これらの法規や判例を実務家として逐次フォローしてゆくことも必要である。

このように近時の交通賠償実務を取り巻く状況に鑑みるならば、実務家として交通事故損害賠償請求事件を取り扱うためには弛まぬ研鑽を積む必要があるものと考えられる。

* 32：なお、同書には、「東京地裁民事第27部における民事交通事件訴訟の実務について」と題する論稿が掲載されており、同論稿には、これまでに述べた事前準備を含め訴え提起や主張・立証上の留意事項等につき同部の扱い等を詳細に解説しており、訴えの提起に当たっては本特集と併せて参照すべきである。

* 33：これらの過失相殺基準は、歩行者と自転車との事故及び自転車同士の事故の過失相殺に触れていないが、同事故についての過失相殺を研究した成果として財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部過失相殺研究部会編著「自転車事故過失相殺の分析 歩行者と自転車との事故・自転車同士の事故の裁判例」(ぎょうせい 2009年)が参考となる。

* 34：その他、非典型過失に関する文献として、東京三弁護士会交通事故処理委員会編「寄与度と非典型過失相殺―判例分析―」(ぎょうせい 2002年)、赤い本2013年版下巻107頁「ETCレーンでの事故の過失割合について―中間報告―」等がある。

* 35：本稿と趣旨を同じくする論稿として垣内恵子「交通損害賠償案件(被害者側)処理のための基礎知識」(自由と正義2012年10月号39頁)参照。

INTERVIEW：インタビュー

消費生活専門相談員

岡田ヒロミさん

岡田さんは、長年にわたり消費者相談の現場に身を置いていらした方です。同時に、司法制度改革の流れの中で、数々の審議会等に委員として参加されて、市民（消費者）の目線で利用しやすい司法制度をつくるための発言をされてきました。今回、岡田さんが内閣府特命担当大臣消費者支援功労賞を受賞されたのを機会に、インタビューをさせていただきました。

（聞き手・構成：伊藤 敬史）



1 受賞について

——内閣府特命担当大臣消費者支援功労賞の受賞、おめでとうございます。受賞のご感想をお聞きかせいただけますか。

この賞は、今まで消費者団体で活躍した方が受賞していて、私のように団体活動をしていない行政の相談員が受賞することはなかったのですが、他にも活躍している現場の相談員がたくさんいることを考えると、受賞は歓迎すべきことと思います。

今回、いろいろな方からお祝いのメールをいただきましたが、村千鶴子弁護士（当会会員）から、「司法と消費者問題の架け橋は、弁護士のみでは限界があります。岡田さんのお仕事は大変貴重だと思います」というメールをいただきました。とても感動しましたので、紹介させていただきます。

2 現場の消費生活相談員として

——そもそもどのような経緯で消費生活専門相談員になられたのですか。

昭和52年に当時の通商産業省（以下「通産省」という。現在の経済産業省）の相談室に相談員として就職したのがきっかけです。当時は公的資格がなくて、財団法人日本消費者協会が消費生活コンサルタントを養成していたので、それに応募して、同協会から推薦されて通産省の相談室に入りました。

その後、公的資格として、国民生活センターの消費生活専門相談員と、経済産業省の消費生活アドバイザーという資格ができました。私は、両方の資格を取りましたが、消費生活専門相談員は行政と消費者のパイプ役、消費生活アドバイザーは企業と消費者のパイプ役という目的でした。私は、昭和59年から通産省消費者相談室と兼務で足立区消費者センターに勤務し、昭和63年からは通産省を退職し練馬区と足立区を兼務するようになりました。

もともと私は、消費者相談の現場を仕事の中心に置こうと思っていましたので、相談員に徹していました。今でも足立区の消費者センターに週1日出勤して、消費者相談員ならびに消費者行政のアドバイザーをしております。

——現場の相談員としてのやりがい、どのようなところ

に感じますか。

私が通産省にいた時、相談を持ち込む人は、純粋な消費者というよりも、企業や行政にお勤めの方など、それなりにわかっている方が中心でした。その後、足立区で一般消費者の相談を受けてみると、通産省で受ける相談とは異なり、かつとても喜んでもらえて、相談員冥利につきると感じました。一方で相談者の生の声を中央に届けるのが自分の役割かなと思うようになり、現在に至りました。

—— 高齢社会を迎えて相談の傾向が変わってきたことはありますか。

高齢者の相談は年々増加しておりまして、現在、相談の4割から5割は高齢者の契約トラブルです。高齢者は、収入が限られているにもかかわらず、被害に遭う金額は大きいのです。しかも事業者は、高齢者の心理状態を研究してやってきますので、許せないと感じます。高齢者の被害防止及び救済に対する最善策は見つかりませんが、これは国を挙げて考えなければいけないと思います。

消費者被害では「言った、言わない」が問題となりますが、高齢者になると、どう言われたかもよく記憶していないということがあり、一度、お金を渡したものは取り返すのが難しいというのが、弁護士さんの本音かなと思います。そうは言っても、まずは弁護士さんしかよりどころがないものですから、消費者センターとしては、どうすれば高齢者等が弁護士さんにいち早く相談して少しでも被害救済につながるかを一緒に研究していかなければいけないと思います。

3 消費者センターと司法の連携

—— 消費者センターと司法との連携はとれているのですか。

まだまだ公務員の中には昔の三権分立の考えが強く、「何で」という感じの受け止め方をされることがあります。

平成13年に、最高裁民事局に呼ばれて、「全国の簡裁と消費者センターがほぼ同じ数だから、簡裁と消

費者センターで、何か意見交換できないだろうか」というお話をいただきました。その後、東京簡裁で国民生活センター及び東京都消費生活総合センターの意見交換を始めました。それは今も続いています。

—— 簡裁と消費者センターの連携は、全国的に進んでいるのですか。

それが全国的にはなかなか進みません。

司法研修所で、簡裁の裁判官の研修に講師としてお招きいただき、「消費者センターから簡易裁判所に期待すること」というテーマで、毎年簡裁と消費者センターの連携のお話をさせていただきました。そうしましたら、徐々に、「うちもやったけど、とても学ぶことがありました」という感想を得るようになってきています。大阪や宮崎の小林市の簡裁で連携しているという話を聞いています。

—— 東京簡裁とはどのように連携しているのですか。

これは『ジュリスト』(No.1207)でも紹介されましたが、民事調停に限るのですが消費者センターから相談者に簡裁へ行くよう勧めても、なかなか行ってくれません。ですから、いわば背中を押すため、「簡裁にあなたのことを伝えておくので、受付に行けば向こうはわかっていますよ」と言って、相談員が相談内容をまとめて、簡裁にファクスを送るのです。そうすると、簡裁の受付から消費者センターに相談者の氏名の問合せの電話があり、相談者の氏名を伝えます。その後、相談者が簡裁の窓口に行くと、簡裁から消費者センターに、「相談者がみえました」という報告があります。どういう結果になったかは本人から聞く形になります。このやり方になってからは、本人から結果を聞く機会も増えました。

全国的に簡裁と消費者センターの連携がしやすくなったのは、少額訴訟制度がスタートしてからですね。少額訴訟で敷金を取り戻した方は、自分1人で裁判ができたということで、とても喜んで報告してきました。特定調停も、消費者センターと簡裁が身近になるきっかけになったと思います。

ただ、少額訴訟や特定調停を、23区の全部のセン

ターで利用しているかという点、なかなかそれが進まなかったのですが、平成15年に、東京都の消費者センターの複数の相談員が調停委員になった経緯があって、相談員と調停委員の意見交換が始まり、先ず相談員には理解してもらえるようになりました。他県からは、「東京がうらやましい」と言われています。

— 岡田さんご自身も、簡裁の調停委員や司法委員になられましたね。

はい。初めに調停委員になり、今は司法委員になっています。

— 簡裁の調停委員や司法委員は、消費者センターの相談員とはまたちょっと立場が違うのではないですか。

おっしゃる通りです。消費者センターの相談員は、啓発も重要な仕事なので、相談者に対していろいろ同じ被害に遭わないように注意をしますが、調停委員は、それは言わないですね。

調停委員や司法委員は、どちらにも味方をしません。消費者センターでは消費者と事業者の格差を埋める必要がありますので、そこは明らかに違います。

4 消費者センターと弁護士の連携

— 消費者センターと弁護士との連携は、どの程度進んでいるのですか。

昭和60年に豊田商事事件がありました。その苦情が上がり始めたのは、その4年ぐらい前です。当時、私は通産省で対応していましたが、行政が弁護士と連携するという事は、なかなか実現しませんでした。

でも、昭和59年に、東京都が初めて消費者問題に関わっている弁護士さんをアドバイザーに採用しました。その後、徐々に地方でも弁護士さんをアドバイザーにするところが増えてきました。

— 具体的な相談案件で、消費者センターから弁護士に紹介することもあるのですか。

消費者センターは行政なので、個別の弁護士さん

にはお願いできないですから、弁護士会の消費者相談やクレサラ相談につないでいます。

また公設法律事務所ができましたが、あそこは弁護士会がやっている事務所ということで、行政も誘導できます。

特に、北千住パブリック法律事務所は、東弁の法律相談センターとフロアが一緒で、パブリックの若い弁護士さんが東弁の消費者問題のベテランの弁護士さんと一緒に相談を受けて、事件受任すると、ベテラン弁護士さんが若い弁護士さんを指導しながら対応してくれるようになったこともあり、とても使い勝手がよくなりました。

北千住法律相談センターに限って言いますと、何カ月分かの消費者相談の担当弁護士のリストがセンターに提供されますが、消費者問題に関しても分野によって、弁護士さんも得手不得手があるので、金融商品のこの部分はこの弁護士が強いということ等を考えて、誘導することもあります。

消費者センターには中小企業からも消費者相談と同じような苦情が入りますが、同センターでは対応できません。そこで、そういう方に、「30分、5,250円ですけど、ご商売をやっている以上は、今後、弁護士さんにご相談をする場面は増えると思うから、名刺をいただいでくるだけでも将来安心ですよ」と、公設事務所へ誘導しています。アドバイスに従った事業者がすっかり明るくなって、「弁護士さんって、こういう仕事もやってくれるんですね」と連絡してくることが多いのですが、これには驚かされます。

— 以前、当会の市民会議で、岡田さんが、都市型公設事務所の存在意義のお話をされていたのが印象的でした。

利用者は、まず、1回弁護士さんにアクセスしてみないと、弁護士のことがわかりません。消費者センターが誘導できるのが公設法律事務所であるとすれば、そこで弁護士さんにどういう仕事をやってもらえるのかを理解してもらおうという意義はあると思います。そういう意味で、公設事務所は入口的な役割を担っていて、それは他の弁護士さんにも、影響を及ぼしていくのかなと思っています。

弁護士さんをお願いすれば、ただだけの価値があるということ、消費者が理解してくれる世の中にならないと、消費者の自立には限界があると思います。

岡田ヒロミ



足立区の消費者センターの場合、北千住は近いので、特に遠くまで行くのが大変な高齢者を誘導しやすいですね。

——今、高齢者のお話がありましたけど、最近、弁護士の方から相談者のところに行くというアウトリーチの重要性が言われています。その点についてはどのようにお考えですか。

法テラスに関する総合法律支援法ができる前に、『ジュリスト』（No.1262）の座談会に呼ばれました。そこでの、「無理なことかと思いますが弁護士さんに出向いてもらうことはできないのでしょうか」と私の提案に対して、民訴法学者の山本和彦先生が、「いや、そんなことはないですよ、外国ではありますよ」とおっしゃいました。

その座談会の記事が、総合法律支援法の審議の際、衆議院法務委員会に資料として出されました。それがきっかけとなって私が参議院法務委員会の参考人で呼ばれたのですが、そこでも、「弁護士が出向いて相談を受けてほしい」ということを言いました。

アウトリーチ、出向くというのは、なかなか難しいということは聞いていますが、パブリックの弁護士さんなどは出向いていると聞いています

——そういう実践も紹介されていますね。

はい。それを求めている消費者もいます。時間とか費用とか課題はあるかもしれませんが、その辺は利用

する側も納得して対応をする場面も多いかと思うので、そういう選択肢もあっていいと思います。

5 司法制度改革推進本部

——平成14年から平成16年にかけて、政府の司法制度改革推進本部法曹制度検討会に委員として参加されたね。まさに司法改革が形になっていく現場だったと思いますが、消費者相談の専門家としてのお立場から、司法改革の動きをどのようにご覧になっていましたか。

私が属した法曹制度検討会委員は他の検討会同様に11名でしたが、他のメンバーは大学教授、裁判官、検察官、弁護士等で、消費者相談員は私1人でした。

私は、他の委員があまり経験のない問題について意見を言いましたから、よく汲み取っていただけたと思います。特に、裁判所は、例えば、調停委員の選考について、「何で公募にしないのですか」と申し上げたら、しばらくして「公募にしました」と言われたこともありました。

また「裁判官に苦情は来ないのですか」と質問しましたら「来ますよ」と言われました。「それを、ご本人に伝えているのでしょうか」とさらに聞きましたら「いや、それは伝えません」と。「そんなことを伝えたら大変ですから」と言われて、「えーっ、裁判官って、そんなに繊細な人が多いのですか」と言ってしまいました。しばらくして、「岡田さんが言うようにし

ました」と言われました。

そんなこんなで、あの検討会に入って、法曹界というものが一般の国民からは理解されていないのは当たり前だと思いまして、私は後ろに組織がないもので、結構ずばずばと言わせてもらいました。それもこれも東弁と二弁の弁護士お二人が毎回ご教示して下さったからできたことですが。

——当時の議事録を拝見して、岡田さんが鋭いご指摘をなさっているのが印象的でした。

私は、あくまでも一般の消費者の代弁者と認識していますから、「国民はそうではないよ」ということを申し上げてきました。

今よりもっと司法等を利用してもらうためには、何で利用されないかという実態を知ってほしいなと思いました。これから、ますます司法等を利用せざるを得ない状況になると思います。だとすれば、裁判なんて私に関係ないとか、弁護士なんか高くてどうのとか言っている時代じゃないと思うので、その辺を意見として述べています。

それから、消費者問題に関係している弁護士さんは、ボランティア的な活動が多いですが、これがボランティアではなくできるような世の中にならないといけないと思います。法律扶助の制度を高めることも大事ですが、例えば、お金を持っている消費者に、弁護士さんがついた方が有利だと思って誘導しても、依頼しないケースがたくさんあります。お金を払って弁護士さんをお願いすれば、しただけの価値があるということを、消費者が理解してくれる世の中にならないと、消費者の自立には限界があると思います。

——今からご覧になって、司法改革の成果について、どのようにお考えですか。

司法改革の成果として、法テラスや裁判員裁判のことが言われていますね。私は、組織としての裁判所とか法務省の司法改革の成果はちょっとわかりませんが、弁護士会は、明らかに変わったと思います。行政も法曹に少しアクセスし始めてきたかなと思います。司法改革をきっかけに国民に理解できるような裁

判現場や法曹界になったという部分で、意義があったと思っています。

もし、まだ問題があるとすれば、その辺は徐々に変えていかなければいけないし、変えることに臆病になってはいけません。少しよくなっている制度をよりよくするために、法曹三者も、行政も尽力してほしいなと思います。

この前、集団訴訟制度が閣議決定されましたが、あれなんかも昔なら考えられないことです。

6 債権法改正

——現在進行形のものとして、岡田さんは、法制審議会の民法部会の委員として、債権法改正にも関わっていらっしゃいます。この前、債権法改正の中間試案が出たところですが、債権法改正の動きについては、どのようにお考えですか。

最初に研究者のグループがたたき台を出してきた時は、消費者保護が柱の1つみたいに使われていました。私は、消費者保護というのがどこまで民法の中に入るかわからないけれども、少なくとも、「人」という中に消費者や零細企業を想定して、いわゆる格差に配慮した概念は入れてほしいと思いました。そうすれば、最悪そんなに変わらなくても前進かなと思ったのですが、今回の中間試案から人の概念の変更は落ちていきます。消費者と事業者の契約に関する規定の案も中間試案ではかなり削られています。

ただ、私は、民法改正の中に消費者保護が表立って出てこなくても、そこでカバーできなかったものが、次に消費者契約法でカバーできると考えておりますので、部会での議論に意義があると思っています。約120年ぶりの改正ですからね。次はいつになるかわからないので、議論を尽くして、少しでも前進させるべきだと思っています。

今回の中間試案での、信義則とか権利の濫用その他の規定の適用にあたって格差の存在を考慮するとの点が実現されれば、その影響は小さくないと思っています。さらに経済界が反対しているのが、暴利行為と

約款の規定ですけど、この2つに関しては、私も譲れません。というのは、消費者被害の中でも高齢者被害の典型例が暴利行為ですし、約款も力のない人間が一方的に拘束されるものですので、民法で規定する必要があります。

7 法曹養成制度検討会議

——法曹養成制度検討会議の委員もされていますが、現在の法曹養成制度については、どのようにお考えですか。

今の制度は、どこかをいじればいいのかという問題ではないと思います。全部をがらがらぼんにして、やり直さなければだめじゃないかなと思うこともありますが、それはできませんので、せめて、法科大学院や司法修習の問題をどうにかしなければいけませんよね。

法科大学院は、数が多すぎますし、学校によってレベルの差があり過ぎます。私は法科大学院の評価委員もやっています、何校か訪問調査に行きましたが、学生にも、学校にも、温度差があると感じました。地方の学校に行くと、こんな状況では司法試験に受からないと私みたいな素人でもわかるような感じでしたけど、ご本人たちにはそれがわからないように感じました。学生は勿論ですが、それ以上に入学者が唯一拠り所とせざるを得ない学校に、責任と危機感を持ってほしいと思います。

あれだけ予備試験の人気が出るということは、今の法科大学院に魅力がないということです。予備試験制度の検討の必要性は感じますが、残すべきだと思います。法科大学院がそれ以上に魅力のあるものにならないといけないと思います。

司法修習については、期間や方法が問題だと思います。特に最も人数の多い弁護士について、人数の急増もさることながら研修不足を心配しています。法曹三者の中で最も国民に身近である新人弁護士の教育に関して、弁護士会にあまりにも依存し過ぎているのではないかと感じています。これは弁護士会だけの問題ではなくて、制度全体として考えなければいけないのではないかと考えています。その意味で、法科大

学院の当初の教育目的が十分に達せられていないのであれば、司法研修所の修習でカバーすることを考えなければいけないと思います。

8 弁護士会について

——東京弁護士会の市民会議の委員としても、日頃いろいろと貴重なご意見をいただいています。弁護士会に期待することはありますか。

市民会議に参加して思ったことは、本当に私たちは弁護士会について知らないことが多いなということです。例えば、カリヨン子どもの家（社会福祉法人カリヨン子どもセンターが運営する子どものためのシェルター）なども、あまり知られていませんし、私自身知りませんでした。

会報誌等を法曹養成制度検討会議に出されてはどうかと思います。関係者の方には『LIBRA』や『二弁フロンティア』（第二東京弁護士会の広報誌）の記事を、コピーでお出しになったらどうですかと言っています。

個人的には、市民会議に参加したことで、弁護士会の活動を理解できました。その結果を消費者センターに持ち帰って、みんなに情報提供していますし、自分自身の視野が広がったばかりか、周囲の相談員からも感謝されています。

今後とも、消費者問題に関しては、弁護士会にお世話になることがいっぱいあると思います。それが全国につながるように、ぜひ各単位弁護士会に、消費者問題に関心を持っていただける組織を作っていただければと思います。

プロフィール おかだ・ひろみ

消費生活専門相談員。通商産業省（現経済産業省）の消費者相談室を経て、足立区、練馬区等の地方公共団体の消費者相談窓口で長年、相談業務に従事。東京簡易裁判所調停委員、司法制度改革推進本部法曹制度検討会委員、内閣府国民生活審議会消費生活部会委員、法テラス評価委員などを歴任。現在は、当会の人権賞選考委員会委員、同市民会議委員、法曹養成制度検討会議委員、東京地方裁判所委員会委員、法制審議会民法部会委員、独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員などで活動中。

第56回日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウム 「日本からの原発輸出と現地住民の権利～ベトナムを中心として～」

人権擁護委員会委員 栗林 美保 (35期)

安倍首相が中東、トルコ、インド各国を訪問し、2国間の原子力協定（原発輸出を前提とした核不拡散、原発の平和利用限定についての協定）への署名、あるいはそれに向けての動きが報道されて間もない5月23日、弁護士会館301号室にて、これら各国に先立ち、原発輸出が現実化しつつあるベトナムに焦点を当て、第56回日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウムとして、「日本からの原発輸出と現地住民の権利～ベトナムを中心として～」と題するシンポジウムが開催された。

基調講演は、広島県のご出身で、ベトナム現代史、特に少数民族を研究されながら、原発輸出への危機感をもって、調査、意見を発信されている京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科准教授伊藤正子氏がなされ、続いてベトナムの政治、人権問題に詳しい大東文化大学国際関係学部教授の中野亜里氏、原子力業界から独立した立場で、原子力利用の危険性に関する調査・研究を行い政策提言している認定NPO法人原子力資料情報室共同代表の伴英幸氏に、それぞれの立場から報告をして頂いた。コーディネーターは、人権擁護委員会国際人権部会部会長の川人博会員が務めた。

伊藤氏によると、民主党、自公政権を通じ、官民一体で、原子炉建設のみならず、運転、保守、燃料確保、低利融資までセットとして輸出するプロジェクトが進められてきた。2011年3月の福島原発事故後一時中断したものの、事故の教訓を生かし、一層安全な原発を輸出するものとして安倍政権においても輸出の推進が確認されている。

一方、建設予定地のニントゥアン省タイアン村はウミガ



メの産卵地で、美しいビーチがあり、また生活が安定した豊かな農漁村である。現に住んでいる住民を、わずか2キロしか離れていない場所に移動させて建設するというものである。過去に8メートルの津波が来たともいわれている。共産党一党独裁統治のもとでは情報統制により、一部の知識層以外に福島原発事故のその後は伝わっていない。

2012年5月、有名知識人のブログで日本政府に対し、自国の原発を止めながらベトナムの原発建設を援助するのは非人道的で、民族差別である、という趣旨の抗議がなされ、ベトナム国内外の626人が実名で署名した。

中野氏からは既に進んでいるボーキサイト開発において、土砂流出の被害に対し対策も補償もなく、畑をつぶして開発したのに出稼ぎの労働者ばかりで地元の雇用は創出されていないという報告があり、そこから見えるベトナムにおける大規模開発に関するガバナンスの欠如が語られた。

伴氏は、日本国内のプラント新設が期待出来なくなるなかで、原子力プラントメーカーは、原発輸出に活路を求めていることをグラフによって示し、まさにベトナムでのブログの抗議を裏付ける内容であった。

役員室の或る一日

弁護士会館6階の役員室の窓からは鈍色の空と雨に濡れて緑色を濃くした日比谷公園の木々を望むことができる。今年は平年より早く梅雨入り宣言が出されたものの空梅雨のような天気が続いていたが6月も半ばになって漸く本格的な梅雨のようだ。4月に副会長に就任してから早くも2か月半が過ぎて毎日の生活リズムも体に馴染んできた。5月末には定期総会で担当する予算案について会員から質問や貴重な意見が数多く出されて充実した議論の後、無事可決承認され、気持ちも幾分楽になった。今朝も午前6時15分起床、7時半からBSで連ドラ「あまちゃん」を見てオープニング曲でエネルギーを充填してからの出勤である。東横線は今年3月、副都心線への乗り入れ後、中目黒駅での日比谷線との接続が若干悪くなったようだ。朝のラッシュを切り抜けて8時45分弁護士会館に到着。O副会長は既に自席で稟議書に目を通していている。毎朝5時起きで一度事務所に立ち寄ってから出勤してくるという。とても真似できないことと感心するばかりである。早速自席に着いてデスクトップパソコンを起動しメールチェック後、グループソフトウェア「ガルーン」で今日のスケジュールを確認。ついでに会長の予定を見ると午後はどうやら日弁連で刑事関係の会議が続いており会長室を殆ど留守にするようだ。午前中に懸案事項を相談しておこう。次に役員就任後購入した「Let's note」を起動してwebメールで事務所宛のメールを確認。全くもって便利な世の中になったものだ。役員室にいながらにして事務所の仕事も処理できるとは。顧問先から契約書作成の依頼だ。会議の合間の時間を利用して処理しよう。午前9時から全職員とのモーニングミーティングだ。担当課から業務上の問題点と課内で検討された改善策が

副会長 日向 隆 (40期)

主な担当業務
財務、国際、会務活動、新進会員、選挙、紛議調停、公設事務所、法廷、会館、公益通報者保護、合同図書館、東日本大震災対策本部、育英財団



次々に提案される。午前9時半からは週2回開催の理事者会だ。輪番制で今月からK副会長の司会進行でもってテンポ良く議題が処理されていき、予定より早く会議は終了。正午から別の会議があるのでI副会長を誘って早目に昼飯を食べに行くことにする。「今日は軽めに蕎麦屋にしておくか」正午からは東日本大震災対策本部の会議だ。継続案件だった東弁のサバイバルカードが完成したので、愈々9月1日防災の日と翌2日にかけて実施する安否確認テストの会員への周知方法の議論などを行う。「午後1時15分か！」隣の地裁に出かけて弁論に出頭。2時から顧問会社の会議に出席。3時からは紛議調停委員会だ。紛議調停は当事者などと弁護士との業務に関する紛争を話し合いにより解決する制度だが、市民窓口との連携により不祥事発見の端緒ともなり得ることから全体会での各部会からの報告に対する質問も真剣そのものだ。4時半まで活発な議論がなされて終了。役員室に戻り在籍ランプを押す。とすると直ぐに財務課課長が来席し、支払承認を要する伝票類への捺印作業が待っている。支払先と費目、金額をチェックする。その後、日弁連から東弁への意見照会について関連委員会から提出された答申を取り纏め、東弁の意見書案を起案する。有能な秘書課職員が意見書案について言い回しなどの確かなアドバイスをくれる。そんなこんなで既に夕方5時半を廻った。今晚はニューオータニで開かれる日本公認会計士協会東京会の懇親会に招待されており、会長の名代としてそろそろ出かけることとする。「さて今週も終わりだ。明日は土曜日なので久しぶりにスポーツジムで一汗流してから準備書面を起案することにしよう」嘘偽りなくチャレンジングかつエキサイティングな日々が今日も続いている。

東京弁護士会における 総合的な不祥事対策の取組について



担当副会長 石本 哲敏 (42期)

2011年から2012年にかけて、弁護士による預り金横領等の不祥事が立て続けに発覚し、弁護士に対する市民の信頼を根底から揺るがしかねない事態となった。これに対処するため、日本弁護士連合会は、2013年1月、預り金の取扱いに関する（日弁連）規程の制定に着手するとともに、同年2月、各弁護士会に対し総合的な弁護士不祥事対策の取組を要請するに至った。

当会では、以下の通り、預り金等の取扱いに関する会規制定のほか、さまざまな対策に取り組んでいる。

1 預り金等の取扱いに関する 東弁会規の制定

当会は、1998年に「業務上の預り金の取扱いに関する会規」（旧会規）を制定したが、日弁連の預り金規程制定の動きを受けて、これを抜本的に改正することとし、2013年5月29日の定期総会において、従前の会規を廃止し、新たに「預り金等の取扱いに関する会規」（新会規）を制定した（6月20日施行）。

(1) 旧会規からの主な変更点

ア 会による照会・調査の要件の拡大

旧会規では、懲戒請求や紛議調停の申立がなされた場合などに限定されていた、会による会員に対する預り金の保管及び明細に関する照会の要件を、新会規では、「預り金等の取扱いに関する会規」第2条から第8条までに違反すると思料する相当の理由がある場合に変更し（新会規第9条）、市民窓口寄せられた苦情等から早期の調査が必要と認められる場合などにおいて会による迅速な調査開始が可能となった。

イ 照会・調査に対する回答及び協力義務の拡大

旧会規では、預り金の保管状況の照会を受けた会員は、依頼者の同意が得られないことを理由としてその回答を拒否することができたが、新会規では、会員は依頼者の意向にかかわらず書面で回答し、調査に協力しなければならない。ただし、事件内容に関わる事項については伏せて回答できる（新会規第10条第1項）。これにより、問題のある会員の預り金に見合う財産保全の有無に関する迅速な調査が可能となった。

(2) ポイント

ア すでに預り金口座を開設し、自己の金員と区別して管理している会員については、これまでの取扱いを変更する必要はない。

イ いまだに預り金口座を開設していない会員がいるとすれば、第3条で預り金口座開設が義務付けられた以上、すみやかに預り金のみを保管する専用の口座を、銀行その他の金融機関に開設する必要がある。

2 市民窓口の機能強化

市民窓口は、本来、弁護士業務が市民に理解され、身近なものとなるようにするための苦情・要望の窓口である。しかし、その苦情には、連絡がとれない、非弁提携や預り金の流用が疑われるといった迅速な対応を要求される重大・深刻なものが含まれており、これらを看過しては不祥事や被害の拡大を防止することができない。そこで、市民窓口寄せられた苦情情報を積極的に活用し、不祥事防止に生かすための方策を講じている。

(1) 苦情情報の現状など

ア 苦情等の現状

2012年度の市民窓口に対する苦情受付件数は、1800件余りであった。苦情には、弁護士業務に対する理解が十分でないことによる誤解に基づくものなども含まれるから、その数値の取扱いには慎重を要するが、今後、倫理研修等に役立てるよう検討をしている。

イ 苦情情報の分析

苦情情報は、市民窓口委員会の担当委員及び担当職員が文書化、データ化し、苦情内容を分析するとともに、担当理事者とともに検討し、迅速な対応が必要だと思料されるものについては、調査を行っている。

(2) 苦情情報の積極的活用

ア 非弁提携弁護士対策本部による調査・是正措置

苦情等から、対象会員の非弁提携が疑われるような場合は、非弁提携弁護士対策本部に情報を提供し、場合によっては担当理事者とともに調査を行っている。

イ 市民窓口委員会調査チームによる調査の運用開始

当会は、弁護士業務等に関する市民窓口設置規則第4条の2第1項の「会長は、必要があると認めるときは、委員の中から1人又は数名を指名し、それらの者に対象会員に対する苦情等の確認、内容の伝達、対象会員の釈明または意見の聴取その他必要な調査を行わせることができる」との規定に基づき、2013年度から、対象会員1名に対し、3人の市民窓口委員から構成される調査チームに調査を委嘱する運用を開始した。

すでに複数の調査委嘱が行われており、機動的な調査が期待される。

ウ 理事者による調査

連絡がとれないとの苦情については事件処理遅滞または放棄が予測され、預り金流用が懸念される苦情については預り金に見合う財産の消失が懸念されることから、担当理事者が事務局とともに対象弁護士の事務所等を訪問したり、預り金会規による照会等を行うなどの調査を行っている。

エ 会立件による懲戒請求

市民窓口に寄せられた苦情に基づく調査を行った結果、対象会員に明らかな懲戒事由があると認められた場合、会長は、綱紀委員会に対し、調査を命ずる（弁護士業務等に関する市民窓口設置規則第5条第2項）。

当会では、調査命令を発令するにあたり、常議員会の議決を要しないこととなっているので、迅速な発令が可能である。なお、被害の拡大を回避するために、事前公表も行うことがある。

(3) 苦情情報の対象会員への通知（弁護士業務等に関する市民窓口設置規則一部改正）

日弁連から、市民窓口に寄せられる苦情情報について、同一人に対して複数回の苦情がある場合には、そのような苦情があった旨を本人に通知する制度を導入すべきであるとの要請があった。当会は、2013年6月11日の第3回常議員会において、弁護士業務等に関する市民窓口設置規則を改正し、第5条第2項で、「会長は、対象会員について1年以内に3人以上の申出人から苦情の申出があったときは、申出人の意向にかかわらず、当該会員に対し、書面により3人以上の申出人から苦情の申出があった旨を通知することができる」とした（6月20日施行）。

3 紛議調停における情報の活用

紛議調停において、事件処理放置や虚偽報告といった非行事実が取り扱われている場合があることから、紛議調停委員会の情報も、非行探知のため、市民窓口の苦情情報とともに担当理事者間で情報を共有している。

さらに、会費を滞納している会員は、経済的に困窮していることが推察されるから、財務担当の理事者とも情報を共有するため、あわせて定期的に打ち合わせをし、調査等の対応の可否を検討している。

4 弁護士倫理研修の強化

(1) 中間倫理研修の開始

従来、会員の倫理研修は、新規登録時、登録後5年及び同10年、同20年、同30年、同40年、同50年、同60年等の会員を対象に、毎年11月に実施している。2013年からは、これに加え、登録後3年、同15年、同25年、同35年、同45年、同55年、同65年等会員を対象に、毎年7月に2階クレオを利用した集団によるパネルディスカッション方式での2時間の研修(中間倫理研修)が始まった。これにより、新たに制定された預り金等の取扱いに関する会規等をより適時に会員に周知することなどが可能になった。

(2) 倫理研修のさらなる強化・活性化の検討

当会では、倫理研修の内容として、懲戒事例のみならず市民窓口寄せられた苦情も材料とした研修についての検討も行っている。もっとも、当会は、もともと会員数が多いため、倫理研修実施回数の増加により、倫理研修を担当する弁護士倫理特別委員会の

各委員の負担過重と研修会場の確保困難が問題となっている。これらの問題点をいかにクリアするかについても検討している。

5 弁護士相談窓口の充実

弁護士は、紛争を取り扱う職業であるため、悩みに直面することが避けられない。そして、非行の原因として、うつ病をはじめとする精神疾患が指摘されている。このため、当会でも会員の仕事等の悩みを受け付ける相談窓口整備と、メンタルヘルス対策の充実をすすめている。

(1) 会員サポート窓口(会員サポート窓口連絡協議会)

事務所の開設や閉鎖、病気や精神疾患等による休業・会費免除に関する相談、利益相反等の事件の受任・辞任、事務所経営に関するトラブルなど業務に関する様々な問題に関し、ベテランの会員が相談に応じ、アドバイスする。2004年に発足した。

受付は、事務局次長(TEL.03-3581-2202)。

(2) 弁護士業務妨害対策センター

(弁護士業務妨害対策特別委員会)

弁護士業務に対する妨害によって、対応に苦慮したり身の危険を感じる会員に対し、妨害者への対応の検討、事務所のセキュリティについての助言や警察への要請等の支援を活発に行っている。

問い合わせ先は、司法調査課(TEL.03-3581-2207)。

(3) チューター制度(チューター制度運営協議会)

司法修習を終えて、当会に新規入会登録後3年以

弁護士相談窓口の 連絡先一覧表	1	会員サポート窓口	事務局次長 (TEL 03-3581-2202)
	2	弁護士業務妨害対策センター	司法調査課 (TEL 03-3581-2207)
	3	チューター制度	司法調査課 (TEL 03-3581-2207)
	4	若手相談室	wakatesoudan@toben.or.jp
	5	こころの相談「ほっと」ライン	会員課 (TEL 03-3581-2203)
	6	東京都弁護士国民健康保険組合 (弁護士国保) によるメンタルヘルスカウンセリング	東京都弁護士国民健康保険組合事務局 (TEL 03-3581-1096)

内の即時独立弁護士、早期独立弁護士、事務所内独立採算弁護士等に対し、当会弁護士登録5年目から30年目までの会員のなかからチューターを指名し、1年間にわたり事件処理の事務や処理方法、新規業務獲得、事務所経営や独立開業に関する事項についての一般的なアドバイスを提供している。2009年に発足した。

問い合わせ先は、司法調査課 (TEL.03-3581-2207)。

(4) 若手相談室 (新進会員活動委員会)

弁護士登録5年以内の弁護士会員に対する、電子メールによる相談窓口。アドレスは、wakatesoudan@toben.or.jp である。

弁護士登録5年以内の弁護士会員によって組織されている新進会員活動委員会が、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど、弁護士業務に関連して生じる様々な悩み事の相談に対応するため、2006年11月に発足した。原則として1相談事案につき委員会が指定する担当委員2名が相談者から話を聴いて対応している。

若手会員支援制度については、LIBRA2013年4月号も参照されたい。(http://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_04/p02-15.pdf)

(5) こころの相談「ほっと」ライン

当会が株式会社ティーパックに業務委託しており、心理カウンセラーによる電話、WEB、面談によるカウンセリングを受けることができる。2008年4月から開始された。

電話カウンセリングの申し込みは、TEL.0120-458-034、問い合わせ先は、会員課 (TEL.03-3581-2203)。詳細は、東弁会員サイト (https://www.toben.

or.jp/members/index.html) → 「健康と暮らし」 → 「こころの相談「ほっと」ライン」を参照されたい。

(6) 東京都弁護士国民健康保険組合によるメンタルヘルスカウンセリング

東京都弁護士国民健康保険組合 (弁護士国保) が株式会社法研及び株式会社東京カウンセリングセンターに委託して、組合員のメンタルヘルスカウンセリングを行うもので、2013年6月1日から新たにスタートした。電話、面談、WEBによる相談を受け付けている。

問い合わせ先は、組合事務局 (TEL.03-3581-1096)。

6 東京弁護士会ホームページの「ご意見・ご要望」への投稿の活用

東京弁護士会ホームページの「ご意見・ご要望」への投稿は、市民だけでなく他会・当会の弁護士からも可能である。

投稿は、すべて担当理事者において目を通して。投稿数はとても多く、内容も多岐にわたっているが、WEB上の問題のある弁護士広告や非弁提携弁護士に関する情報提供も少なからず存在するので、弁護士業務改革特別委員会の第5部会 (広告問題検討部会) や非弁提携弁護士対策本部に情報提供して必要な調査をしている。

* * *

当会では、以上の対策を総合的に講じることにより、不祥事の発生や被害拡大の防止をはかり、ひいては不祥事根絶を目指している。

弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第61回 アポなし訪問者への対応

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 加藤 滋隆 (53期)

1 跡を絶たないアポなし訪問の妨害事件

事前に面談の予約をせずに事務所を訪問した者による妨害事件が跡を絶たない。

報道された事件としては、①包丁で脅し弁護士や事務職員を人質に取り籠城した事件（2003年4月7日）、②事務職員を金槌で殴打して頭蓋骨骨折の重傷を負わせた事件（2007年3月14日）、③ハンマーで事務職員の頭部を数十回殴打し殺害した事件（2007年9月10日）、④ナイフで弁護士を殺害した前野弁護士殺害事件（2010年6月2日）、等がある。いずれも重大な結果が生じている。

このようなアポなし訪問に伴う被害を未然に防止するためには、どのような対応及び対策をすべきであろうか。

2 対応及び対策

(1) アポなし訪問者が紛争の相手方である場合は、トラブルの生じる可能性が高い。そこで当委員会としては、事務所への入室拒否という対応を推奨する。

依頼者や元依頼者がアポなし訪問してきた場合でも、既に揉めていて危険を感じる時は、事務所への入室を拒否するのが無難であろう。

今後面談すべきか否かの検討は、入室拒否後でも遅くはない。

(2) では、上記対応を有効にするためには、どのような対策が必要か。

上記事件の妨害者はいずれも凶器を準備して事務所を訪問している。このような訪問者の事務所への入室を拒否するためには、事務所ドアが施錠されていることが前提となる。

普段事務所ドアを施錠していなくても、妨害者が事務所へ襲撃してくるなどの予兆があってから施錠すれば十分対応できると思われるかもしれない。

しかし危険な訪問者が常に予兆を与えてくれるわ

けではない。上記事件ではいずれも事務所襲撃の予兆らしきものはなかった。悪質な者や確信犯的な妨害者ほど、かえって、予兆など与えずに突然襲撃するともいえる。それゆえ予兆の有無に左右されない対策でなければ意味がない。

上記事件のうち、③及び④事件では事件当時、事務所ドアは常時施錠されていなかったことが確認されており、①及び②事件についても事件の概要から、事務所ドアは常時施錠されていなかったと思われる。予兆がなかった上記事件においても事務所ドアが常時施錠されていたならば、重大な結果を回避できた可能性がある。

(3) 仮にアポなし訪問者が上記事件のように凶器などを所持していなくても、いったん事務所に入室させてしまうと、退去してもらうまで長時間を要することが起こり得る。そうすると、業務に著しい支障が生じてしまう。

(4) そこで、アポなし訪問者から被害を受けないための有効な対策は、異論もあるとは思うが、当委員会としては事務所ドアの常時施錠を推奨する。できれば常時施錠に加えて、インターホン、さらには扉外部を視えるモニターの設置が望ましい。

(5) しかしこれだけでは事務職員等がアポなし訪問者を事務所に入室させてしまうおそれがある。そこで事務所内で「アポなし訪問者は担当弁護士の許可がない限り絶対に事務所に入れない」などのルールの作成及びその実施を徹底することがさらに必要である。

(6) そして上記ルール実施徹底のためにも、弁護士と事務職員との間で相互に妨害者情報を共有すべきである。

(7) 上記対応にもかかわらず入室され、その態様が不退去罪等に当たる場合には、警察に通報し、その協力を得て退去させるべきである。

***問い合わせ先：弁護士業務妨害対策センター
TEL.03-3581-2207**

秘密保全法 解説

第4回 「国家安全保障基本法」の問題点

秘密保全法案対策本部委員 伊藤 真 (36期)

安全保障体制の見直しを目指す自民党案

国家安全保障基本法は、安全保障体制の見直しを目指す全12条の法案の仮称であり、2012年7月6日の自民党総務会でその概要が決定された。自民党国防部会でまとめられた法案であり、内閣が提出する「閣法」ではない。そのため、法文の表現が洗練されていないことも問題の1つであるが、それ以上に、内閣法制局がコミットしていないせいか他の法制との整合性が不十分であり、特に平和主義や立憲主義に関する憲法規定やその政府解釈と正面から衝突する要素を含む点に問題がある。

「国家安全保障基本法」の問題点

2条は、安全保障の目的として外部の「脅威」を防止・排除すること、その対応施策として防衛、外交、経済その他を総合すべきことを規定する。しかし、「脅威」を具体的に特定せずに「あらゆる脅威」とし、「脅威」該当性の判断を時の政府のフリーハンドに委ねる点は、権力を法でコントロールするという立憲主義の発想が薄い。また対応施策といっても実際に中心になるのは軍事力であるし、これによりこれまでの平和主義を中核とした外交や経済の手法そのものを変容させてしまう可能性もある。

3条の国民への安全保障協力義務は努力義務であるが、これを受けて法的義務が具体化されれば、たとえば自衛隊・米軍の基地被害や米航空機の低空飛行被害の受忍義務の根拠とすることも可能になり、下位の法律によって憲法上の平和的生存権を否定する結果になるおそれがある。

3条3項は、秘密保全法の法制化を求める。同法制の報告書(2011年8月8日 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jouhouhozen/housei_kaigi/

pdf/10110808_houkoku.pdf)によれば、①秘密の範囲は、「防衛秘密」に限らず「外交と公安秩序維持」に拡大し、②規制される行為は、情報の「漏えい」に限らず「探知・収集」行為に及び、③規制対象者は、「国家公務員」に限らず「関連する大学や民間企業職員」を含み、④秘密保全の手法は、「罰則を科すること」に限らず「適性評価制度」、すなわち不適切な人を排除し、調査をクリアした一部の人だけに秘密を取り扱わせる仕組みを含むなどから、情報を広汎に統制する内容になっている。

10条では、我が国と密接な関係にある他国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態に対し、国際連合憲章に定められた自衛権の行使を容認する。集団的自衛権を認める趣旨である。しかしそもそも自衛権の行使は、①急迫不正の侵害、②他に手段がない、③必要最小限という3要件を充たした必要最小限度の実力のみが許容される(政府解釈)。集団的自衛権は、①の要件を充たさない点で政府解釈に反し、ひいては憲法9条にも違反する。国家安全保障基本法は法律であり、憲法の下位法であるから、このような法律を定めるためにはまず、憲法改正が必要である。

制定の目的は「憲法改正の露払い」か

それでもあえて本法を定める背後には、そこに「憲法改正の露払い」としての役割を期待しているふしがある。本法を定めて憲法違反を既成事実化し、解釈改憲、すなわち解釈によって憲法規範を変容させたうえで、最終的に憲法の明文を改正しようという意図である。このような「法の下克上^{げこくじょう}」を認めることは憲法を頂点とする法体系の整合性を破壊することにつながる。その意味でもこの法案には断じて反対していかなければならない。

不起訴をあきらめない弁護活動

刑事弁護委員会委員 寺林 智栄 (60期)

1 受任から方針を決めるまで

ある日、強姦致傷事件の被疑者国選が舞い込んだ。

被疑者の男性（20代後半。以下、Aさんという）が姦淫することを企てて、深夜、知り合いの女性宅を訪れたところ、被害者が姦淫を拒否したことから顔を殴る、首を絞めるなどの暴行を加えて女性の反抗を抑圧して姦淫し、これらの暴行によって、頸部痛や右膝打撲などの全治約5日の傷害を負わせたとされていた。

この日の夜、初回接見に行った。Aさんは、概ね以下のように話してくれた。

被害者の女性は、以前の恋人であった。現在の妻と結婚した後も、時折連絡を取り合っており、女性宅で性交渉をしたことが、過去に2、3回あった。

事件の日は、同僚らと被害者宅の近くで酒を飲んでおり、その後、彼女の家を訪ねた。

性交渉を拒否されてはおらず、彼女の求めに応じて避妊具をつけて性交渉を始めた。顔を殴ってはいない。首は絞めたが性行為の一環であって、彼女の同意があった。

途中で避妊具が外れたが、その後、性交渉を続行した。自分はよくわからないが膣内に射精した可能性があり、性交渉を終えた後に彼女がパニック状態になって、警察に通報した。まずいと思ってアパートを出た。

Aさんの言い分は、性交渉には同意があったというものであった。

警察署及び検察庁では、既に弁解録取書が1通ずつ作成されている。概ね同じような内容のようであった。

Aさんは、きちんと謝って示談金を渡せば彼女は許してくれるのではないかと話した。50万円くらいであれば、自力で用意できるとのことである。彼女が示談してくれるのであれば、全て認めてもいいとまで言い出した。

私は、示談ができるかは、彼女の気持ちひとつで決まるので、甘い見通しを持ってはいけない、安易に認めてしまって結局起訴されてしまったら取り返しがつかなくなる、などと説明した。そして、今後の取調べでは黙秘するように指示をした。

自宅に帰って、Aさんの奥さんに電話をした。奥さんは、ある程度事情を察していたようで落ち着いており、示談金を用意する段取りにも協力すると言ってくれた。

私は、2人目の弁護人を古橋将弁護士（当会会員）に依頼した。そして、示談を進めながら黙秘をさせる方針を確認した。

2 示談が成立するまで

示談金の50万円が預り金口座に振り込まれたのを確認して、私は、被害者の女性に手紙を書いた。

私と古橋弁護士は、基本的には交代で毎日接見に行き、その日の取調べの状況を確認し、黙秘の指示を続けた。

何回目かの接見で、Aさんがそれまで私や古橋弁護士に話していなかったことを話し始めた。それは、避妊具が取れた後、彼女が、はっきりと、避妊具を再度つけるよう要求したにもかかわらず、Aさんが避妊具をつけずに姦淫し、彼女が抵抗してもそのまま続

行したということであった。

少なくとも、避妊具が取れた後以降は、彼女の姦淫に対する同意はなかったことになる。そうすると、その時点で強姦は成立するし、傷害についても場合によっては、帰責されうる。示談をしなければ起訴は避けられない状況になった。

こちらで用意している示談金はかなり低額であることが気になった。しかし、Aさんには借金があり、債務整理をしている最中であった。渡せるのは、自力で用意した50万円だけであった。

不安が残る中、被害者の女性から連絡があった。一度会って話がしたいと言う。電話の2日後、古橋弁護士とともに被害者の女性と面談することになった。

面談の日、女性は、Aさんが事件のことをどのように話しているのかと私たちに聞いてきた。私たちは、彼の言い分をほぼそのまま伝えた。検察官は、示談が成立したら被害者に必ず連絡をする。その時に、弁護人が真実を伝えていないと言われて、示談が覆されるのを防ぐためであった。

私たちの方からも、事件当日の状況を詳しく彼女に尋ねた。話をしていく過程の中で、彼女の言い分とAさんの言い分が、それほど大きく食い違っていないことが判明した。

女性は、裁判になっても、自分の気力がもつとは思えないと話した。できれば告訴を取り下げてこの件を終わらせたいという意向であった。

しかし、やはり、50万円という金額が示談金として低すぎるのではないかという疑問を持っていた。

私と古橋弁護士は、この50万円は、彼が「この程度のお金で十分だろう」と考えて提示した金額ではなく、今のAさんが出せる精一杯の金額であることを説明した。

彼女は、Aさんがこの事件を軽く見て50万円を提示したのではないかと考えていたようだった。私たちの説明に、理解を示してくれた。

それでも、一度持ち帰って考えたいと言った。私たちも、「大切なことだから、じっくり考えてほしい」と伝えた。そして、「他の弁護士に相談してもらって構わない」と話した。自分も、そして古橋弁護士も、それだけ誠実に話をした自信があった。彼女は、「他の弁護士に相談することも含めて検討します」と言ってその場を後にした。

取調べに対する対応を、この後、古橋弁護士と再検討した。示談成立の見込みは低くはないだろうが、確実ではない。この時点で供述させるのは、やはり危険だという結論になった。私と古橋弁護士は、Aさんと接見し、彼女との面談の内容を報告したうえで、このまま黙秘を貫くよう指示をした。

彼女から連絡が来たのは、翌日夜のことである。50万円を受け取って示談し、その後、告訴も取り下げたいということであった。

翌日、もう一度3人で会い、示談書を取り交わした。その後、彼女は告訴を取り下げ、その日のうちにAさんは釈放された。延長後の勾留満期の2日前のことであった。

3 まとめ

この事件では、最初の段階では、Aさんに黙秘をさせることに何の迷いもなかった。しかし、示談成立の見込みが高くなった時点で、黙秘を貫かせるかどうか気持ちが揺らいだ。強姦致傷は、親告罪ではない。そのため、調書を作成させないことで、悪質な事案と判断されるのではないかという恐怖心が一瞬芽生えたのである。

しかし、この度の経験で、黙秘をさせつつ示談交渉を進めるという弁護活動が十分に有効に機能しうる手応えを感じた。このような手法が使えるケースは限られるかもしれないが、今後も恐れずにチャレンジしていきたい。

第46回

「弁護士就業問題等に関するアンケート」

—分析結果の紹介と今後の展望—

新進会員活動委員会副委員長 贅田 健二郎 (61期)

新進会員活動委員会では、毎年、新入会員及び登録5年目の会員を対象に、弁護士就業問題等に関するアンケートを実施しています。アンケートを開始してから5年を経過したことから、2013年3月には、60期を対象として行ったものと、64期を対象として行ったものの結果を比較・分析した冊子を作成しました。今回は、アンケート分析を担当したアンケートPTのメンバーにインタビューし、分析の結果見えてきたことや、今後の展望について語っていただきました。

—本アンケートを始めたきっかけは何だったのですか。

新司法試験が始まり、法科大学院出身の弁護士が新規登録する時代になりました。同時に、弁護士数の増員が予想される中、就業状況の悪化が懸念される状況になりました。そこで、特に法科大学院出身の弁護士の就業状況等がどのように推移するのか、分析し、比較検討する目的で始めました。

—アンケートはどのように実施しているのですか。

新入会員を対象にしたアンケートは、毎年、集合研修の際に配布し、回収しています。64期までは、現行・新それぞれの会員を対象に別個に実施していましたが、65期からは一緒に実施しています。また、登録5年目の会員を対象にしたアンケートは、5年目に行われる倫理研修の際に配布しています。新入会員を対象にしたアンケートの回収率は概ね80%を超えており、類を見ない回収率の高さです。各期のある程度正確な傾向が見取れるのではないかと考えています。

—アンケート結果はどのように公表しているのですか。

毎年、アンケート結果をまとめた冊子を作成しています。冊子は日弁連と各単位会に配布しているほか、弁護士会館の図書館にも寄贈しています。当会の会員に対しても、申し出があれば冊子を配布しています。詳細に網羅的に

聞いているアンケートですので、かなり読みごたえもあると思います。ご希望があれば東京弁護士会会員課(TEL.03-3581-2203)までお問い合わせください。

—今回、60期から64期まで、5年間の変化を分析した結果をまとめたわけですね。実際に分析してみて、目に付いた変化はありましたか。

やはり報酬面ですね。全体的な傾向として、ここ5年間で、年収の高い会員の割合が減少し、低い会員の割合が増加していることがわかりました。近年、新人弁護士の年収が徐々に減少していることを示しているといえます。

—就業形態の変化というのはあるのでしょうか。

それほど顕著な傾向というわけではありませんが、いわゆるノキ弁(無給与弁護士)の割合は増えています。また、個人事件受任が自由な弁護士の割合が大幅に増加しています。報酬が低下傾向にある一方で、個人事件を自由に受任させることで穴埋めが可能なようにしているのではないのでしょうか。

—では次に、就業活動の傾向として何か変化はあるのでしょうか。

60期と比較して、64期は修習開始前から活動を始める人が増えています。これは新司法試験合格者の特徴と



インタビューの様子

言えるのではないのでしょうか。他方で、実務修習終了後も事務所訪問をしていた割合も格段に増えています。64期では約4分の1が訪問を続けていたという結果が出ています。弁護士の就職難が叫ばれていますが、このアンケート結果からも、修習生の就職先がなかなか決まらない現状が見て取れます。

——他に特筆すべき内容は見られますか。

就業活動の情報源として、64期の個別回答の中に、60期のときにはなかった「エージェント」や「人材紹介会社」という回答が見られました。近年、企業内弁護士が増加しているなど、弁護士活動が多様化しているため、エージェントを活用するなど情報源も多様化しているのではないかと考えられます。

——では、将来の独立について、新入会員はどのように考えているのでしょうか。

独立開業を考えている会員のうち、60期はその時期を3年以内や5年以内と回答する率が高かったです。ところが、64期は10年以内と回答する率が高くなっています。全体的に独立には慎重になっているようです。また、東京都内で独立を考えている率が大幅に増えています。必ずしも、地方のほうが開業しやすいと考えているわけでもなさそうです。

——将来の展望について、新入会員の意識はどのように変化しているのでしょうか。

アンケートを分析してみて気付いたのですが、60期より64期のほうが、「専門分野をもちたい」「委員会や研修に参加したい」という率が大幅に増えています。報酬面や就業活動では、新入会員を取り巻く環境は厳しくなっている結果が見て取れますが、むしろ弁護士増員時代だからこそ、自分の得意分野を見付け、スキルアップを図りたいという弁護士が増えているのではないのでしょうか。「弁護士になってよかった」と回答する率も増えていますし、新入会員が高い向上心を持っていることの表れではないかと思います。

——最後に、アンケートの今後の課題や展望はありますか。

最近、12月に行う集合研修のときに登録していない弁護士も増えてきており、当委員会のアンケートでは把握しきれない会員が相当数存在するのではないかと思います。そのような会員をどうカバーするかが課題です。また、65期修習生からはいよいよ貸与制になっています。65期のアンケートには貸与金に関する質問も入れています。65期の5年後アンケートでも同様の調査をしようと考えていますが、貸与金の負担をどのようにして乗り越えようとしているのか、アンケート結果に注目したいと思っています。

——本日はありがとうございました。

わたしの修習時代

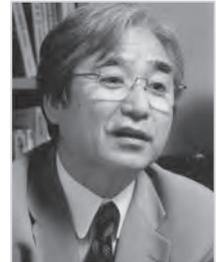
紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

22期

'69 荒れる法廷危機一髪



会員 木村 晋介 (22期)

長崎に配属された僕たち8人が刑事裁判修習に入ったのは'69年春。国の内外ともに、激しい紛争の時代だった。1月にはニクソンがアメリカ大統領に就任し、ベトナム戦争は泥沼の様相を呈していた。翌年には、日米安保条約の改定を控えていた。その前年佐世保に米空母エンタープライズが入港したこともきっかけとなって、長崎でもベトナム反戦、安保反対、エン・ブラ反対などのシュプレヒコールをあげる過激派のデモが大規模に行われていた。

普段は世間離れたところもある裁判所にも、そうした紛争が引き起こす世の荒波は、確実に押し寄せていた。

デモで機動隊と衝突し、公務執行妨害罪などで起訴された学生の被告事件が毎週のように開かれた。修習生は全員傍聴である。

法廷の内外は、機動隊に厳重に警備されていた。そこに、弁護側が動員した数百名のデモ隊が、シュプレヒコールを挙げながら、ヘルメット姿で、旗や拡声器を持って入ろうとする。この入り口の悶着がひとしきりして収まるまでに、約1時間が経過する。

入廷してからがまた大変である。人定質問に入ろうとすると、弁護人が次々に立ち上がり、裁判所の「異常な」警備体制について、裁判官を糾弾するのだ。「この警備体制は、裁判官の予断に基づくもので、公平な裁判が期待できない」という論調だ。

弁護団の演説は裁判官の厳しい制止を無視して延々

と続く。傍聴席からは、「ナンセンス!」「そうだ!」などの合いの手が一斉に入る。弁護団の論旨は「嫌疑が警察に対する公務執行妨害であるのに、その一方の当事者である警察に守られて裁判が行われるのでは、公平な裁判が期待できるはずがない」というものだった。

なるほど、理屈はあるものだ、と僕は隣の修習生A君と顔を見合わせ、首を振りながら苦笑いした。と、その時だ。傍聴席から甲高い声がとんだ。

「法廷でニヤニヤするな! 問題提起をまじめに聞け」

傍聴席で一人の男が立ち上がり、その指は僕に向けられていた。すかさず裁判長がその男に着席を命じる。「ナンセンス!」の怒号が響く。法廷が不穏な空気に包まれたとき、弁護団長と思しき弁護士が、傍聴席に向かって大声で叫んだ。

「あの人たちは、将来われわれの味方になる人だ。われわれの敵ではない」

この一声で、法廷は小康状態となった。以後審理は「遅々として」進み、やがて閉廷となった。

「いやあ、肝が縮まったなあ」修習生室に戻って僕が開口一番いうと、兄貴格の修習生B君がいう。

「修習生は法廷では石になっていなければいかんということ。喜怒哀楽はご法度だね」

そして、駄洒落好きの修習生C君が、

「修習生のおかげで、法廷が収拾(シュウシュウ)がつかなくなるとこだったね」とオチをつけた。恥ずかしくも懐かしい思い出の一日である。

大学で働くということ

会員 清水 俊佑



弁護士? いいえ, 大学職員です。

私は、4月から、母校の大学職員として勤務しており、一般的に弁護士業務とされるものを行っていない。インハウスということはできるが、企業ではなく大学という特殊な空間で働いているというのは、弁護士として、少し変わった働き方をしているのではないだろうか。

今のところ、法律問題にはほとんど関わっていない。そのように弁護士としての経験もなく、大学職員としても駆け出しの私が、ここで何を書くのが良いのかに迷ったまま筆を執っている。

今の大学生は…

年を経ると、自分よりも若い人の行動に対して、文句をつけたくなるものらしく、「今の学生は…」ということばを聞くこともある。そこで、最近感じた私が学生のころとは違うと感じたエピソードをひとつ紹介したい。

大学に入職する直前の3月に出身ゼミの合宿に参加させてもらった。そこで、4月からのゼミの課題について、先生は、作成した事例問題と参考文献などがついたレジュメを使うことを提案された。先生は「前に作ったものだから参考文献に載せたものは古いものもあるから」と言われたのである。それに対して、ゼミ生は反応がなく、顔を見ても意図が伝わっているとは思えなかった。そのため、私は、「載っていない新しいものは自分で探して読んでおくように」という意味だからね」と言ってみた。そうしてやっと理解したようであった。

ちゃんと理解している学生も存在する。しかし、このようにことばに表れたものだけを聞いている学生が増えたと感じている。

しかし、今の学生を悪く言っているのではない、そ

のような学生も、ことばに表せば素直に丁寧にこなそうとするのであり、それが特徴なのだと思う。

全入時代の大学

大学は、全入時代を迎えた。

大学は、これまで受験生を「選んでいた」が、これからは受験生に「選ばれる」ことが必要となる。大学は積極的に発信をしていかなければならない。

一方で、学生の傾向としては、目標がなく何をしたいかわからず、またどのような職業に興味があるかわからず、入学する学生が増加している。志望すれば大学に入れるため、目的意識をもって入学する学生が減っているからではないだろうか。大学を出ていなければなかなか就職先がない、周りもみな大学に進学するから、という理由で志望するので、高等教育の場であったはずの大学に目的なく入ってくることになってしまうのではないか。そのような状況にあることから、大学はキャリア教育に力をいれ、入学後に目的意識を持たせるための教育を行っている。

大学職員としての弁護士

職員として働く中でも、法律問題らしきものを耳にする場面はある。その中には、大学生や大学が大きく変わっていく時代だからこそ起きているのでは、と思えるようなものもある。弁護士であるからこそ、そのような学生を守ることができるのではないかと考えている。

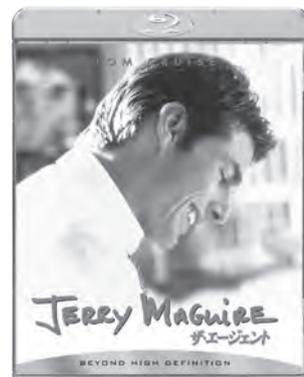
全入時代の到来によって、エリートではない標準的な社会人を送り出す役割をも担うであろう大学において、学生が、社会へのよりよい一歩を踏み出す手助けをしていきたい。大変雑駁なものとなったが、大学職員としても弁護士としても中途半端な私がこれ以上馬脚を現さない裡にこの辺りで筆をおくことにする。

『ザ・エージェント』

1996年/アメリカ/キャメロン・クロウ監督作品

みんな心の中で思っていて
口にださないこと

会員 志村 知彦 (64期)



Blu-ray『ザ・エージェント』
2,500円(税込)
好評発売中
発売・販売元:ソニー・ピク
チャーズ エンタテインメント

1 全米プロスポーツ

全米プロスポーツは、米国民の精神的な支柱にとどまらず、成熟したビジネスモデルとして世界が注目していることは言わずと知れた事実である。だからこそ、選手、ファン、裏方、ビジネス、どの角度から見ても格好の映画の題材となる。

例えば、MLBを題材にした映画も、古くは「メジャーリーグ」, 「フィールド・オブ・ドリームス」, 最近でも「マネーボール」, 「人生の特等席」と、様々な立場の人物を主人公にした名作が揃っている。

本作品も、全米プロスポーツビジネス、それもエージェントを題材にしている。プロスポーツ業界では、選手年俵の高騰が度々問題とされるが、本作品は、まさにそうした問題が問われ始めた1996年のアメリカ作品である。

2 あらすじ

大手エージェント事務所に勤務するジェリー・マクガイアは、多数の選手を顧客に抱えて、チームとの交渉やスポンサーの獲得など、選手のマネジメントを一手に引き受ける屈指のエージェントである。

しかし、エージェント業は、選手の年俵を必要以上につり上げて、チーム経済を逼迫させ、他方、選手達には、高額な年俵を維持させるべく、身体のメンテナンスもそこそこに極限まで身体を酷使させるようになった。しかも、選手は契約に縛られて、ファンサービスすら自由にできない始末である。

そんな業界の最前線にいたジェリーが、ある夜、「僕の選手のプレーで、スタジアムに歓声が沸く!」という、エージェント業に対する熱い想いを抱いていた頃の夢にうなされるところから作品は始まる。利益を優先させるよりも、もっと選手との信頼関係に重点をおいた、健全な仕事をしなければならない。想いに突き動かされたジェリーは夜通して「提案書」を書き下ろし、勢いのままに翌朝には同僚たちに配布した。

しかし、「提案書」は、大手事務所にとって、甚だ目障りなものにすぎなかった。ジェリーは、たちまち事務所を

解雇され、顧客をもがれて、独立を余儀なくされてしまう。

ジェリーに賛同したのは、唯一の顧客で大口をたたいてばかりのアメフト選手ロッドとバツイチで子持ちの会計係ドロシーだけだった…。

3 サクセスストーリー?

この作品は、主人公が、建前と本音、理想と現実の狭間の中で、友人や恋人の支えに助けられながら、新天地での葛藤や裏切りを乗り越え、責任の重圧を跳ね返し、成長し、成功をなしとげるまでの物語である。

本作品は、プロスポーツの裏舞台であるエージェント業界を垣間見ることができるとともに、ビジネスサクセスストーリーとして十分に楽しめる。

もっとも、本作品は単なるスポーツビジネスものに止まらない。ラブストーリーであり、ヒューマンドラマでもある。また、社会風刺的な側面、加えてコミカルな要素もふんだんに盛り込まれており、さまざまな要素をうまく絡めた作品である。視点を変えて観ると、そのたびに新たな気付きを与えてくれて、新鮮さを失わない、そんな味のある作品である。

4 クワン

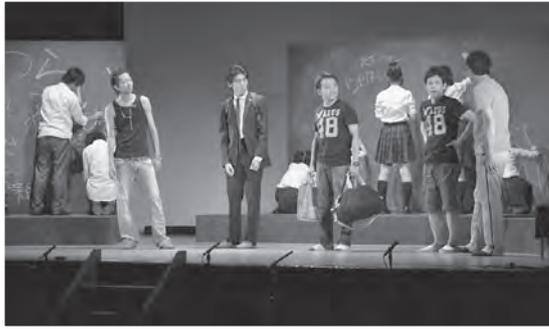
さて、もう一つ取り上げたいことがある。本作品には、ある理念・信念がテーマとして流れているということである。

作品中の言葉を使えば「みんな心の中で思っていて口にださないこと」であり、また「クワン(作品中の造語)」と呼ばれるものが、それである。

そして、作品中、随所にあられる、スポーツエージェントの祖、故ディッキー・フォックスの名言の数々にそれが集約されている。ここで具体的な紹介は避けるが、我々の弁護士業にも通ずる名言の数々は、作品中の絶妙なスパイスとなっている。

この作品を観た後には、一つの達成感を得ることができる。と信じてやまないが、それは、まさに「みんな心の中で思っていて口にださないこと」を共有できるからではないかと思う。実におすすめの作品の一つである。

コーヒーブレイク



TOBEN TVで動画配信中
<http://www.toben.or.jp/>



メイキング・オブ「もがれた翼」

会員 馬淵 泰至 (55期)

公演前日の舞台にて

舞台監督「役者の皆さん、今日は仕込みに時間がかかり、シュートやバランスチェックが終わりませんでした。明日、予定どおり午前8時に集合して、声出しの後、場当たりの練習をしておいて下さい。きっかけ稽古ができるようになれば連絡をするので、すぐに舞台に来るように。明日は、正午からゲネプロをやる予定です。明日の成功のため、もう少しがんばりましょう」

その数日前の弁護士会館の会議室にて

演出家 「それでは駄目だしを始めます。父親のA先生、『・・・』のセリフが流れています。とても大切なセリフなので流さないようにして下さい」

「B先生、『・・・』のセリフは音楽が入るきっかけセリフになるので間違えないようにして下さい」

役者A 「C先生、この状況だと付添人はこういう気持ちになるから、このようなトーンの発言になるんじゃないかな」

役者B 「〇〇さん（演出家）、これはカミシモどちらにはけるんですか」

演出家 「A先生、この父親は何歳ですか？ 仕事は何でしょう？ 土日は何をしているのでしょうか？ 母親とは普段どのような会話をしているのでしょうか？ 次回の練習までに役作りをしておいて下さい」

その半年前の弁護士会館の会議室にて

弁護士A 「今回のテーマは子どもの手続代理人制度を取り上げてはどうか」

弁護士B 「まだ、事例が集積されていないので、リアルにこだわる『もがれば』としては時期尚早では

ないでしょうか。少年審判における検察官関与の拡大をテーマにするのがいいと思います」

弁護士C 「重大な問題だけど、少年法改正は待たなしで進んでいるので8月の本公演では遅すぎるかもしれないね。6月に少年法シンポを実施し、そこで30分程度のお芝居をしてはどうだろうか。本公演のテーマとしては、いじめが再び社会問題化しており、警察が介入したり、マスコミ報道により現場は混乱している、被害者の苦しみのみならず、加害者や傍観者の苦しみも取り上げて、弁護士の役割、教育機関や先生のあり方を見つめ直す内容がいいと思う」

弁護士A 「昨年、手伝ってくれた子どもたちは今年20歳になるから、新たに子役を募集しないよね」

毎年繰り返される熱いやりとりである。

演劇「もがれた翼」は、子どもを取り巻く現実を1人でも多くの方に知ってもらうために、毎年、子どもの人権と少年法に関する特別委員会でテーマを熱く議論し、実際に起きた事件をベースに新作の脚本を書き上げ、子どもたちと実際に事件に取り組んだ弁護士らで真剣に演じており、今年で20作目を迎える。

昨年は1000人を超える観客にご覧いただいた。そして、「思ったよりも本格的だった」、「弁護士が演じているとは思えない」などのありがたい感想をたくさんいただいた。

今年も、8月31日（土）、北区赤羽会館講堂で公演する。上演時間は90分。笑いあり、涙ありで皆さんが想像されているよりも結構本格的なお芝居である。是非、ご覧いただきたい。

*本公演の問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

法律学

『法・制度・権利の今日的変容』植野妙実子／中央大学出版部
『法的思考と論理』高橋文彦／成文堂

法制史

『不法行為責任概念の形成』西村隆善志／成文堂

外国法

『入門アメリカ法 第3版』丸山英二／弘文堂
『フランスの憲法判例 2』フランス憲法判例研究会／信山社
『中華人民共和国刑事訴訟法』法務省大臣官房司法法制部／法曹会
『米国ディスカバリーの法と実務』土井悦生／発明推進協会
『比較民事司法研究』大村雅彦／中央大学出版部
『ドイツの憲法裁判 第2版』畑尻剛／中央大学出版部
『新米国特許法』服部健一／発明推進協会

憲法

『憲法 第2版』渋谷秀樹／有斐閣
『論点体系判例憲法 1』戸松秀典／第一法規
『論点体系判例憲法 2』戸松秀典／第一法規
『論点体系判例憲法 3』戸松秀典／第一法規
『反論権と表現の自由』曾我部真裕／有斐閣

行政法

『重要判例とともに読み解く個別行政法』巨根格／有斐閣
『自治体訴訟』大浜啓吉／早稲田大学出版部
『都市法概説 第2版』安本典夫／法律文化社
『地価公示 平成25年』国土交通省土地鑑定委員会／全国官報販売協同組合
『実務者のための地籍調査作業規程準則逐条解説』国見利夫／日本加除出版
『よくわかる土地区画整理法 第2次改訂版』土地区画整理法制研究会／ぎょうせい
『役立つ!! 地盤リスクの知識』地盤工学会／地盤工学会

警察法・防衛法

『実戦! 社会vs暴力団 暴対法20年の軌跡』危機管理研究会／金融財政事情研究会
『実務に役立つ最新判例77選』江原伸一／東京法令出版
『沖縄基地調査報告書 2011年』日本弁護士連合会人権擁護委員会／日本弁護士連合会人権擁護委員会

税法

『よくわかる税制改正と実務の徹底対策 平成25年度』平川忠雄／日本法令
『外国企業との取引と税務 第5版』仲谷栄一郎／商事法務
『公認会計士による税務判例の分析と実務対応 Vol.2』日本公認会計士協会／日本公認会計士協会出版局
『図解国税通則法 平成25年版』黒坂昭一／大蔵財務協会
『国税通則法(税務調査手続関係) 通達逐条解説』山上淳一／大蔵財務協会

地方自治法

『要説地方自治法 第8次改訂版』松本英昭／ぎょうせい
『地方自治法概説 第5版』宇賀克也／有斐閣
『地方自治判例百選 第4版』磯部力／有斐閣

民法

『民法改正案の検討 第2巻』円谷峻／成文堂
『民法改正案の検討 第3巻』円谷峻／成文堂

『民法改正の真実 自壊する日本の法と社会』鈴木仁志／講談社
『Q&A 一般社団法人の各種書類作成実務』山本憲光／経団連出版
『不動産調査実務ガイド Q&A 新版』杉本幸雄／清文社
『債権譲渡禁止特約の研究』石田剛／商事法務
『使用者責任の法理と実務』藤村和夫／三協法規出版
『親族法相続法講義案 7訂版』司法協会
『家族法実務講義』梶村太市／有斐閣
『実例弁護士が悩む家族に関する法律相談』第一東京弁護士会法律相談運営委員会／日本加除出版
『事例に学ぶ離婚事件入門』離婚事件研究会／民事法研究会
『相続における承認・放棄の実務』雨宮則夫／新日本法規出版
『相続人不存在の実務と書式 第2版』水野賢一／民事法研究会
『論点借地借家法』沢野順彦／青林書院
『不動産登記重要先例集』山野日章夫／有斐閣
『基礎法理からの信託分析』トラスト60
『初任者のための涉外戸籍実務の手引き 新版2訂』戸籍実務研究会／日本加除出版
『公証実務の基礎知識 行政証明と参考様式集』長谷部謙／日本加除出版
『戸籍実務の理論と家族法』山川一陽／日本加除出版
『交通事故における過失相殺率 実務裁判例』伊藤秀城／日本加除出版

商法

『民法とつながる商法総則・商行為法』北居功／商事法務
『商法総則・商行為法 第6版』近藤光男／有斐閣

会社法

『判例講義会社法』倉沢康一郎／悠々社
『Introduction to Japanese business law & practice』アンダーソン毛利友常法律事務所／LexisNexis
『会社法改正要綱の論点と実務対応』西村高等法務研究所／商事法務
『内部統制の法的責任に関する研究』町田祥弘／日本公認会計士協会出版局
『実務家のための役員報酬の手引き』高田剛／商事法務
『役員報酬改革論』神田秀樹／商事法務
『株主総会のポイント 平成25年版』三井住友信託銀行／財経詳報社
『新株主総会実務なるほど Q&A 平成25年版』三菱UFJ信託銀行／中央経済社
『金融商品会計の実務 第4版』あす監査法人／東洋経済新報社
『法の世界からみた「会計監査」弁護士と会計士のわかりあえないミソを考える』山口利昭／同文館出版
『会社役員が知っておきたい会計不正のはなし』樋口達／中央経済社
『独立役員の意味と役割』商事法務
『実務に効く M&A・組織再編判例精選』神田秀樹／有斐閣
『上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの現状分析 平成25年版』中西敏和／商事法務

海商法

『海商法 第2版』中村真澄／成文堂

刑法

『刑法理論の基礎 第3版』吉田敏雄／成文堂
『刑法総論講義 第3版』川端博／成文堂
『判例刑法総論 第6版』西田典之／有斐閣
『判例刑法各論 第6版』西田典之／有斐閣

『ケーススタディ被害者参加制度』犯罪被害者支援弁護士フォーラム／東京法令出版
『犯罪学講義 第3版』上田寛／成文堂
『ビクティム・サポート (VS) マニュアル 4訂版』犯罪被害者支援の手引き』第一東京弁護士会犯罪被害者保護に関する委員会／東京法令出版
『犯罪者の再統合とコミュニティ 司法福祉の視点から犯罪を考える』小長井賀興／成文堂

司法制度・司法行政

『法的支援ネットワーク 地域滞在型調査による考察』吉岡すすか／信山社
『法律事務職員研修「基礎講座」資料 2013年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会
『弁護士研修ノート 相談・受任～報酬請求 課題解決プログラム』原和良／レクシスネクシス・ジャパン
『法曹倫理』高中正彦／民事法研究会
『公正証書・認証の法律相談 第4版』吉井直昭／青林書院

訴訟手続法

『民事実務講義案 4訂補訂版 1』司法協会
『民事実務講義案 4訂補訂版 2』司法協会
『民事実務講義案 4訂補訂版 3』司法協会
『事例解説簡裁民事訴訟 Q&A』梶村太市／青林書院
『民事訴訟法』小島武司／有斐閣
『差止請求モデル文例集』宮本圭子／新日本法規出版
『多数当事者訴訟・会社訴訟』谷口安平／信山社出版
『最新裁判実務大系 簡裁関係訴訟 第1巻』大段亨／青林書院
『民事控訴審の判決と審理 第2版』井上繁規／第一法規
『民事執行・保全入門 補訂版』中野貞一郎／有斐閣
『Q&Aでわかる民事執行の実務』東京弁護士会法友会／日本法令
『財産開示の実効性 執行債権者と執行債務者の利益』内山衛次／関西学院大学出版部
『時代をリードする再生論』伊藤真／商事法務
『社長・税理士・弁護士のための私的再建の手引き』徳永信／税務経理協会
『破産手続の手引 改訂2版』新保義隆／三協法規出版
『破産事件における書記官事務の研究』司法協会
『社長・税理士・弁護士のための会社再生出口戦略』宮原一東／税務経理協会
『社長・税理士・弁護士のための民事再生の手引き』徳永信／税務経理協会
『事例でわかる旅館・ホテル・ゴルフ場の再生実務』新日本有限責任監査法人／中央経済社
『民事再生の手引 改訂2版』新保義隆／三協法規出版
『家事事件手続法執務資料』司法協会
『離婚調停ガイドブック 第4版』梶村太市／日本加除出版
『刑事訴訟法 第2版』渡辺直行／成文堂
『刑事訴訟法 第2版』安富潔／三省堂
『はじめての刑事弁護 Q&A』荒木和男／青林書院
『15言語の裁判員裁判用語と解説 日本語 英語 フィリピン語 インドネシア語 ベトナム語 タイ語 第2巻』津田守／現代人文社
『15言語の裁判員裁判用語と解説 日本語 英語 ヒンディー語 ウルドゥー語 ベルシア語 ロシア語 ポルトガル語 スペイン語 第3巻』津田守／現代人文社
『司法福祉入門 非行・犯罪への対応と被害者支援 第2版』伊藤富士江／Sophia University Press 上智大学出版

経済産業法

『判例から学ぶ消費者法 第2版』島川勝/民法法研究会
『良いウェブサービスを支える「利用規約」の作り方』雨宮美季/技術評論社
『経済法 第7版 独占禁止法と競争政策』岸井大太郎/有斐閣
『独占禁止法 第4版』金井貴嗣/弘文堂
『ケースブック独占禁止法 第3版』金井貴嗣/弘文堂
『中小企業等協同組合法逐条解説 改訂版』全国中小企業団体中央会/第一法規
『100%再生可能エネルギー社会の実現に向けて』関東弁護士会連合会/関東弁護士会連合会環境保全委員会
『福島原発事故の放射能汚染』本間慎/世界思想社
『原発賠償中間指針の考え方』中島肇/商事法務
『いま子どもが遊ぶくない』ふくしま集団開裁判の会/本の泉社
『証券取引被害判例セレクト』全国証券問題研究会/全国証券問題研究会
『金融商品取引法入門 第3版』近藤光男/商事法務
『徹底検証! どうなる民法改正と不動産取引 中間試案から今後を予測』渡辺晋/住宅新報社
『プライベート・エクイティの投資実務』Meyer, Thomas/さんざい
『取引の相手方と金融実務 改訂版』金融財政事情研究会
『事例でわかる不動産鑑定物件調査Q&A 第2版』黒沢泰/中央経済社
『リテール金融のイノベーション 貸金業における自律的市場の創設に向けて』杉浦彦彦/金融財政事情研究会
『アジア進出企業の法務』西村高等法務研究所/商事法務

無体財産法

『知的財産デューデリジェンスの実務 第2版』TMI総合法律事務所/中央経済社
『知的財産権取引と課税問題』谷口智紀/成文堂
『先使用権の確保に向けた実務戦略』重富貴光/経済産業調査会
『解説特許法 改訂4版』江口裕之/経済産業調査会
『商品及び役務の区分』に基づく類似商品・役務審査基準 改訂第12版 特許庁商標課/発明推進協会
『Q&A 著作権の知識100問』清水節/日本加除出版
『芸術法の基礎』山口裕博/尚学社

交通法

『海上保安レポート2013』海上保安庁/日経印刷
『最近の米国航空事情と競争政策、ヒューマンエラーメカニズムと対策の考え方等 平成24年度』航空の安全及び経済に関する研究会/航空保安協会

労働法

『事例判例労働法 第2版』野田進/弘文堂
『職場におけるハラスメント防止ハンドブック』東京都産業労働局/東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『Q&A 人事・労務リスクマネジメント実務全書』コア・コナィテッド法律事務所/民法法研究会
『労働問題研修会 2013』東京弁護士会/東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会
『労働基準法・労働契約法 実務コンメンタール』労務行政研究所/労務行政
『就労条件総合調査 平成24年版』厚生労働省大臣官房統計情報部/労務行政
『配転・出向・転籍 全訂』全国労働基準関係団

体連合会/全国労働基準関係団体連合会
『春季弁護士集中講座 新しい労働契約ルール 平成25年度』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『判例から考える懲戒処分の有効性』河本毅/産労総合研究所出版部経営書院
『労働時間対策と就業規則整備のポイント』深津伸子/新日本法規出版
『産業ストレスとメンタルヘルス』日本産業ストレス学会/中央労働災害防止協会
『労働審判手続に関する執務資料 改訂版』法書会
『高齢者処遇の設計と実務』労務行政研究所/労務行政
『精神障害の労災認定のしくみ』労災保険情報センター
『働く女性と労働法 2013年版』東京都産業労働局/東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会保障法

『トピック社会保障法 第7版』本沢巳代子/不磨書房
『子ども虐待への挑戦 医療、福祉、心理、司法の連携を目指して』坂井聖二/誠信書房

医事法

『医療倫理Q&A 新版』関東医学哲学・倫理学会/太陽出版
『臨床現場からみた眼科疾患 (DVD)』東京法律相談運営連絡協議会

薬事法

『薬物政策への新たな挑戦 日本版ドラッグ・コードを越えて』石塚伸一/日本評論社
『人はなぜ依存症になるのか』Khantjian, Edward J./星和書店

社会保険法

『年金保険法 第3版 基本理論と解釈・判例』堀勝洋/法律文化社

国際法

『開国後日本が受け入れた国際法』島田征夫/成文堂
『日本の領土問題と海洋戦略』中内康夫/朝陽会
『国際刑事法』中野日善則/中央大学出版社
『諸外国の汚職防止法制』森下忠/成文堂
『EUの国際民事訴訟法判例 2』石川明/信山社出版

医学書

『脳死』Wijricks, Eelco F.M./へるす出版
『絶対覚えておきたい疾患別薬物相互作用』藤村昭夫/日本医事新報社
『遺伝子検査学』宮地勇人/医学書院
『免疫検査学』折笠道昭/医学書院
『臨床医のための免疫キーワード100 第3版』矢田純一/日本医事新報社
『検査機器総論・検査管理総論』横田浩充/医学書院
『臨床検査総論』伊藤機一/医学書院
『標準臨床検査医学 第4版』高木康/医学書院
『あの手この手で攻める! 腹痛の診断戦略』林寛之/羊土社
『救急隊員標準テキスト 改訂第4版』救急隊員用教本作成委員会/へるす出版
『看護・栄養指導のための治療薬ハンドブック 第3版』奈良信雄/医歯薬出版
『ここまでのわかる頭部救急のCT・MRI』井田正博/メディカル・サイエンス・インターナショナル
『核医学テキスト』網谷清剛/中外医学社
『ハリソン内科学 第4版 1』Longo, Dan Louis/メディカル・サイエンス・インターナショナル

『ハリソン内科学 第4版 2』Longo, Dan Louis/メディカル・サイエンス・インターナショナル
『膠原病診療ノート 第3版』三森明夫/日本医事新報社
『脱法ハーブ』へるす出版
『高齢者疾患の解説』額田忠篤/医業ジャーナル社
『今日の循環器疾患治療指針 第3版』井上博/医学書院
『循環器治療薬の選び方・使い方 改訂版』池田隆徳/羊土社
『循環器専門医に必要な検査必須知識』福田信夫/メジカルビュー社
『これでわかる心房細動の診かたと治療 改訂第2版』池田隆徳/南江堂
『血栓形成と凝固・線溶』浦野哲盟/メディカル・サイエンス・インターナショナル
『高血圧診療のすべて』苅尾七臣/日本医師会
『多発性骨髄腫Updating 第2巻』清水一之/医業ジャーナル社
『線維筋痛症診療ガイドライン 2013』日本線維筋痛症学会/日本医事新報社
『すべての内科医が知っておきたい神経疾患の診かた、考え方とその対応』大生定義/羊土社
『うつ病一治療・研究の最前線』医歯薬出版
『小児麻酔Q&A 新版』上園晶一/総合医学社
『小児疾患の診断治療基準 第4版』小児内科学編集委員会/東京医学社
『知って安心! 食物アレルギー』佐友友仁/診断と治療社
『徹底ガイド小児の呼吸管理Q&A 第2版』植田育也/総合医学社
『小児脳神経外科診療ガイドブック』新井一/メジカルビュー社
『標準外科学 第13版』畠山勝義/医学書院
『小児臓器移植の最前線』医歯薬出版
『終末期がん患者の輸液療法に関するガイドライン 2013年版』日本緩和医療学会/金原出版
『ハイリスクがん患者の化学療法ナビゲーター』高野利実/メジカルビュー社
『徹底ガイド心臓麻酔Q&A 新版』澄川耕二/総合医学社
『外傷性脊髄損傷治療update』金原出版
『運動器の徒手検査法』福林徹/文光堂
『骨盤・股関節の手術』内藤正俊/中山書店
『人工関節置換術の合併症対策テクニック』岩本幸英/メジカルビュー社
『交通外傷にかかわるリハビリテーション・トピックス』医歯薬出版
『標準皮膚科学 第10版』橋本隆/医学書院
『婦人科がん取扱い規約抜粋 2版』日本産科婦人科学会/金原出版
『標準眼科学 第12版』木下茂/医学書院
『近視・角膜手術』天野史郎/金原出版
『がんを見逃さない』岸本誠司/中山書店
『新耳鼻咽喉科学 改訂11版』切替一郎/南山堂
『訴訟事例から学ぶ看護業務のリスクマネジメントパート2』日山亨/新興医学出版社
『産業保健マニュアル 改訂6版』森見爾/南山堂
『災害医療 東日本大震災の検証からみえてきた今後の方向性』へるす出版

辞典

『スペイン語法律・経済用語辞典』田沢五郎/郁文堂

法令集

『法令全書 平成25年4月号』国立印刷局/国立印刷局
『下水道法令要覧』下水道法令研究会/ぎょうせい

判例評釈集

『最高裁判所判例解説刑事篇 平成21年度』法書会/法書会